

<全体版>

神奈川県の犯罪被害者等支援施策の実施状況

～平成 26 年度から平成 29 年度までの実施状況及び平成 30 年度実施予定～

平成 30 年 6 月

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課

はじめに

県では、神奈川県犯罪被害者等支援条例に基づき策定した、「第2期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画（計画期間が平成26年度から平成30年度。以下「計画」といいます。）により、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標や施策の方向、県が取り組むべき犯罪被害者等支援施策を定めています。

平成28年度は、計画の中間年度にあたり、学識者等で構成する神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会（以下「検討委員会」といいます。）において、総合的な検証を行うとともに、平成28年7月に発生した津久井やまゆり園事件を教訓として、犯罪被害者等支援の対応状況について検証し、今後の犯罪被害者等支援のあり方について検討を行いました。

検討委員会での検証の結果等を踏まえ、死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合の対応など、犯罪被害者等支援施策の一層の充実を図るため、平成29年8月に計画の修正を行っております。

計画では、毎年度、前年度の施策・事業の実施状況と当該年度の事業計画を取りまとめて公表し、県民や市町村等からご意見をいただき、進捗状況を点検することとしています。

また、計画は、今年度計画期間が終了となります。第3期犯罪被害者等支援推進計画策定の検討のため、計画の施策・事業の体系に沿って、平成26年度から平成29年度までの施策・事業の実施状況と平成30年度の実施予定を、本冊子に取りまとめました。

本冊子の構成

■ 犯罪被害者等支援施策・事業体系 P 1～P 2

第 2 期推進計画に位置付けられた施策・事業の体系を示しています。
平成 29 年 8 月に計画の修正を行った箇所は、新規を(新)、一部修正した箇所を(修)と記載しています。
各施策・事業ごとの目次も兼ねています。

■ 犯罪被害者等施策・事業の実施状況 P 3～P 24

施策・事業について、平成 26 年度から平成 29 年度までの実施状況と平成 30 年度の実施予定を記載しています。

II 犯罪被害者等支援施策・事業体系

犯罪被害者等の支援	1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携		
	(1)総合的支援体制の整備	①かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実	p3
		②性犯罪・性暴力被害者への総合的支援体制の整備	p3
		③緊急支援態勢の整備	p5
		④緊急支援の推進	新 p5
	(2)地域における支援体制の整備	①市町村の取組支援と連携の推進	p7
		②警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開	p7
	(3)支援関係機関の連携	①支援関係機関ネットワークの充実	p7
		②個別専門的な支援体制との連携	修 p7
		③安全の確保に向けた関係機関との連携	p15
		④民間支援団体等への活動支援	p17
		⑤自主防犯活動団体等への情報の提供等	p17
		⑥海外における犯罪被害者等に対する情報提供等	p17
	関連部局 暮らし安全防災局 福祉子ども未来局 健康医療局 産業労働局 教育局 警察本部		
	2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供		
	(1)経済的負担の軽減	①生活資金貸付の実施	p17
		②犯罪被害給付制度の周知等	p19
	③弁護士による法律相談の実施【再掲2(2)①】	p19	
	④臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施【再掲2(4)①】	p19	
	⑤緊急避難場所（ホテル等）の提供【再掲2(5)①】	p19	
	⑥市町村等と連携した各種福祉制度等の情報提供	p19	
	⑦事情聴取時にかかる旅費の支給	p19	
	⑧司法解剖時の遺体搬送費・修復費に対する経費の負担	p19	
	⑨性犯罪被害者の緊急避妊等に対する経費の負担	p19	
(2)法律問題の解決への支援	①弁護士による法律相談の実施	修 p19	
	②刑事手続き等の適切な情報提供	p21	
(3)日常生活の支援	①直接（付添い）支援の提供	p21	
	②生活支援を担うボランティアの育成	p21	
	③支援ボランティア登録制度の運用	p21	
	④DV被害者や被虐待児童に対する自立支援等の実施	p23	
	⑤再被害防止措置の推進	p23	
(4)心身に受けた影響からの回復	①臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施	修 p25	
	②自助グループの紹介	p25	
	③被害者等に対する適切な医療の提供	p25	
	④少年等への相談、精神的ケアの充実	p27	
	⑤被虐待児童、高齢者、障害者への対応 【再掲1(3)②】	p29	
	⑥DV被害、ストーカー被害への対応 【再掲1(3)②】	p29	

犯 罪 被 害 者 等 の 支 援		⑦高次脳機能障害があり生活に困難を生じている方への支援	p29	
		⑧精神科の受診の支援	新 p29	
		⑨被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備	p31	
	(5)一時的な住居の提供等	①緊急避難場所（ホテル等）の提供	p31	
		②住居の確保への支援	p31	
		③DV被害者等や被虐待児童の一時保護	p33	
		④DV被害者の住居の確保への支援	p33	
	関連部局 ぐらし安全防災局 福祉子ども未来局 健康医療局 県土整備局 教育局 警察本部			
		3 県民・事業者の理解の促進		
	(1)県民・事業者の理解の促進	①県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開	p33	
	②被害者等への理解についての普及啓発の推進	p33		
	③犯罪被害者等理解促進講座の実施	p35		
	④性犯罪・性暴力被害についての普及啓発の推進	p37		
	⑤様々な機会・媒体を用いた情報の提供	p37		
	⑥交通事故防止についての普及啓発の推進	p39		
	⑦事業者・団体の理解の促進	p39		
	⑧いのちの大切さに関する教育の推進	p41		
	⑨人権教育、犯罪防止教育の推進	p43		
関連部局 ぐらし安全防災局 福祉子ども未来局 健康医療局 産業労働局 教育局 警察本部				
	4 被害者等を支える人材の育成			
(1)被害者等を支える人材の育成	①犯罪被害者等支援員養成講座の実施	p45		
	②生活支援を担うボランティアの育成【再掲2(3)②】	p45		
	③支援ボランティア登録制度の運用【再掲2(3)③】	p45		
	④性犯罪・性暴力被害者への対応についての研修の実施	p45		
	⑤職員等に対する研修の充実等	p45		
関連部局 ぐらし安全防災局 福祉子ども未来局 健康医療局 教育局 警察本部				

<凡例>

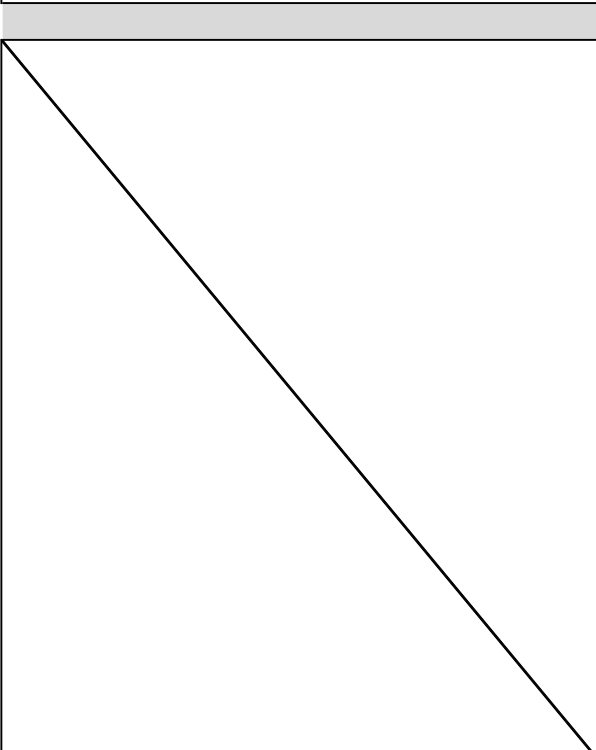
- ・ ゴシックは重点的取組
- ・ **新** は平成29年8月の計画修正において新たに施策として位置付けた取組
- ・ **修** は平成29年8月の計画修正において施策内容の修正を行った取組

犯罪被害者等支援施策・事業の実施状況

施策事業等	概要 ※推進計画から転記	平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況																				
1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携																							
(1) 総合的支援体制の整備																							
① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実																							
	<p>○事件後の初期的支援から、中長期的支援に至るまで、一つの窓口で必要とする情報や支援を一元的に受けることができる「場」として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、関係機関と連携して、犯罪被害者等に対して総合的にきめ細かい支援を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> サポートステーションにおける相談、法律相談やカウンセリングなど各種支援の提供 被害者等の状況に応じた案内シート（利用可能な支援と支援提供窓口を記載）の作成・交付 <p>○様々な機会を通じて、サポートステーションの存在や活動内容を周知するための効果的な広報を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村等と連携した広報の強化 市町村の広報媒体（ホームページ、広報紙等）などを通じた情報提供 市町村や関係団体等と連携した各種研修会等での情報提供 ホームページの見直し・充実 サポートステーションの活動をわかりやすく紹介 鉄道駅など不特定多数の女性が利用する化粧室への広報用カード、ステッカーの設置の拡大 	<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を運営</p> <p>被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談：904件 支援：1,117件 <table border="0"> <tr> <td>法律相談</td> <td>239件</td> </tr> <tr> <td>カウンセリング</td> <td>83件</td> </tr> <tr> <td>付添い支援</td> <td>786件</td> </tr> <tr> <td>一時的な住居の提供等</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>生活資金貸付</td> <td>0件</td> </tr> </table> <p>○サポートステーションを周知するための広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 県のたより、ツイッターでの広報（各1回） ホームページリンク 12市6町 市町村広報紙での広報 2市3町 市町村庁舎ロビー等での動画の放映 4市 など 	法律相談	239件	カウンセリング	83件	付添い支援	786件	一時的な住居の提供等	9件	生活資金貸付	0件	<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を運営</p> <p>被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談：1,037件 支援：966件 <table border="0"> <tr> <td>法律相談</td> <td>196件</td> </tr> <tr> <td>カウンセリング</td> <td>112件</td> </tr> <tr> <td>付添い支援</td> <td>644件</td> </tr> <tr> <td>一時的な住居の提供等</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td>生活資金貸付</td> <td>0件</td> </tr> </table> <p>○サポートステーションや犯罪被害者等支援施策を周知するための広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 県のたより（2回）、ツイッター（5回）での広報 ホームページリンク 11市6町 市町村広報紙等での広報 3市1町 市町村庁舎ロビー等での動画の放映 3市 など 	法律相談	196件	カウンセリング	112件	付添い支援	644件	一時的な住居の提供等	14件	生活資金貸付	0件
法律相談	239件																						
カウンセリング	83件																						
付添い支援	786件																						
一時的な住居の提供等	9件																						
生活資金貸付	0件																						
法律相談	196件																						
カウンセリング	112件																						
付添い支援	644件																						
一時的な住居の提供等	14件																						
生活資金貸付	0件																						
② 性犯罪・性暴力被害者への総合的支援体制の整備																							
	<p>○性犯罪・性暴力の被害者がいつでも安心して相談できるよう、24時間対応の性犯罪・性暴力被害専用ホットライン（相談電話）を設置し、相談体制の充実を図ります。</p>	<p>○性犯罪・性暴力の被害者がいつでも安心して相談できる24時間365日対応の「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」（以下「ホットライン」という。）を平成26年4月1日に開設・運営</p> <p>相談件数 2,024件</p>	<p>○性犯罪・性暴力の被害者がいつでも安心して相談できる24時間365日対応の「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」（以下「ホットライン」という。）を運営</p> <p>相談件数 2,710件</p>																				

平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を運営 被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談： 922件 ・支援：1,044件 <ul style="list-style-type: none"> 法律相談 246件 カウンセリング 73件 付添い支援 710件 一時的な住居の提供等 14件 生活資金貸付 1件 <p>○サポートステーションや犯罪被害者等支援施策を周知するための広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信（4回）、県のたより（1回）、ツイッター（2回）、学生ポータルサイトでの広報 ・リーフレットの作成 ・ポスターの作成、関係機関やコンビニエンスストアでの掲示 ・ホームページリンク 11市6町 ・市町村広報紙等での広報 1市 ・市町村庁舎や市町村主催イベント等におけるリーフレットの配架（10市4町） ・他機関主催イベント等におけるリーフレットの配架 	<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を運営 被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談： 986件 ・支援：2,234件 <ul style="list-style-type: none"> 法律相談 199件 カウンセリング 696件 付添い支援 1,337件 一時的な住居の提供等 2件 生活資金貸付 0件 <p>○サポートステーションや犯罪被害者等支援施策を周知するための広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信（4回）、県のたより（2回）、ツイッター（3回）、学生ポータルサイトでの広報 ・リーフレットの作成 ・ポスターの作成、関係機関やコンビニエンスストアでの掲示 ・ホームページリンク 11市6町 ・市町村広報紙等での広報 1市 ・市町村庁舎や市町村主催イベント等におけるリーフレットの配架（15市7町） ・他機関主催イベント等におけるリーフレットの配架 	<p>○サポートステーションを運営 被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><相談></p> <ul style="list-style-type: none"> ・月～土曜日 9時～17時（祝日・年末年始を除く） <p><支援メニュー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律相談 ・カウンセリング ・検察庁、裁判所等への付添い ・一時的な住居の提供等 ・生活資金貸付 等 </div> <p>○サポートステーションや犯罪被害者等支援施策を周知するための広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信、県のたより、ホームページ、ツイッター、学生ポータルサイト等での広報 ・ポスターの作成、関係機関やコンビニエンスストアでの掲示 ・市町村など関係機関と連携した広報 など
<p>○性犯罪・性暴力の被害者がいつでも安心して相談できる24時間365日対応の「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」（以下「ホットライン」という。）を運営 相談件数 1,802件</p>	<p>○かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という）を平成29年8月1日に設置し、運営 24時間365日対応の電話による相談や情報提供に加え、必要に応じて、医療機関への付添い支援、法律相談等を実施</p> <p>電話相談件数：1,440件（かならいん：884件） 直接支援件数： 41件</p>	<p>○かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を運営 24時間365日対応の電話による相談や情報提供に加え、必要に応じて、面接相談、医療機関の付添い受診、法律相談、カウンセリング等を実施</p>

施策事業等	概要 ※推進計画から転記	平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況
	<p>○産婦人科の医療従事者向け研修や情報提供等を通じて、医療機関の対応の充実や相談窓口と医療機関の連携強化を図り、関係機関と連携して、総合的な支援を提供します。</p>	<p>○ホットラインの広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のたより、ツイッターでの広報 ・広報用カードの作製配布 ・リーフレットの作製配布 ・電車内ドアステッカー広告の実施など <p>○産婦人科医療機関の対応の充実、相談窓口との連携強化のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力病院向けニュースレター「メディカル通信」の発行（4回） ・産婦人科医療機関向け手引き「性犯罪被害者への対応について」の改訂・配布（H27.2） ・産婦人科医療従事者向けの研修会の実施（H27.2.19） <p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口の連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪・性暴力被害相談窓口関係連絡会議の開催（H26.6.20、H26.11.7） ・関連する相談窓口が相互に連携するためのハンドブックの作成を検討 	<p>○ホットラインの広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信、県のたより、ツイッターでの広報 ・広報用カードの作製配布 ・リーフレットの作製配布 ・バス・タクシーの車内広告の実施 ・女性向けフリーペーパーへの広告掲載 ・インターネット広告の実施 など <p>○産婦人科医療機関の対応の充実、相談窓口との連携強化のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力病院向けニュースレター「メディカル通信」の発行（4回） ・産婦人科医療従事者向けの研修会の実施（H28.1.28） ・協力病院における職員向け研修会の実施（H28.2.10） <p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口の連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する相談窓口が相互に連携するためのハンドブックを作成（H27.4） ・女性の暴力相談等関係機関連絡会の開催（H27.12.15、H28.1.29、H28.3.22）
③緊急支援態勢の整備			
	<p>○県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大事案が発生した場合において円滑な支援ができるよう、神奈川県被害者支援連絡協議会で構成する「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」を中心に、関係機関・団体と連携しながら緊急支援を行う態勢を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事案発生に備えた事例検討の実施 	<p>○関係機関、団体等と連携し、死傷者が多数に上る事案が発生した場合において円滑な支援を行うための検討を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県被害者支援連絡協議会において、大規模被害者支援事案発生時の対応をシミュレーション方式で検討（H26.6） ・消防、医療等関係機関と連携し死傷者多数交通事故対応合同訓練を実施（H26.5） 	<p>○関係機関、団体等と連携し、死傷者が多数に上る特異事案が発生した場合において円滑な支援を行うための検討を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県被害者支援連絡協議会において、特異事案発生時における総合的な被害者支援体制と各会員の役割について再認識した。（H27.6）
④緊急支援の推進			
	<p>○県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、迅速かつ円滑な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県警察において、多数の死傷者を伴う事件等にも対応できるよう、大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づいて、支援を行います。 ・かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいて、関係機関・団体と連携しながら緊急支援を行います。支援にあたっては、事案の内容に応じ、事件を目撃した方などを含め、柔軟に対応します。 ・緊急時の連絡体制の整備や被害者についての情報提供のあり方について、市町村や関係機関と具体的に協議します。 		

平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
<p>○ホットラインの広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信、県のたより、ツイッター等での広報 ・広報用カード・リーフレット、ポスターの作製配布 ・女性向けフリーペーパーへの広告掲載 ・インターネット広告の実施 ・コンビニエンスストア、他機関主催イベント等におけるリーフレット等の配架 など <p>○産婦人科医療機関の対応の充実、相談窓口との連携強化のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力病院向けニュースレター「メディカル通信」の発行（4回） ・産婦人科医療従事者向けの研修会の実施（H29. 2. 23） <p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口の連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する相談窓口による情報交換の実施 ・女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催（H28. 6. 18、H28. 9. 27、H28. 11. 24、H29. 3. 8） 	<p>○かならいんの広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信、県のたより、ツイッター等での広報 ・広報用カード・リーフレット、ポスターの作製配布 ・電車内広告の実施 ・インターネット広告の実施 ・コンビニエンスストア、他機関主催イベント等におけるリーフレット等の配架 など <p>○産婦人科医療機関の対応の充実、相談窓口との連携強化のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域拠点医療機関研修の開催（H30. 3. 1） ・協力病院向けニュースレター「メディカル通信」の発行（3回） ・産婦人科医療従事者向けの研修会の実施（H30. 2. 22） ・研修用DVD作成（医療従事者向け、支援者向け） <p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口の連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する相談窓口による情報交換の実施 ・女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催（H29. 6. 21、H29. 10. 6、H30. 1. 26） 	<p>○かならいんの広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信、県のたより、ツイッター等での広報 ・広報用カード・リーフレット、ポスターの作製配布 ・電車内広告の実施 ・インターネット広告の実施 ・コンビニエンスストア、他機関主催イベント等におけるリーフレット等の配架 など <p>○産婦人科医療機関の対応の充実、相談窓口との連携強化のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域拠点医療機関研修の開催 ・ニュースレター「メディカル通信」による協力病院等への情報提供 ・産婦人科医療従事者向けの研修会の実施 <p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口の連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する相談窓口による情報交換の実施 ・女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催
<p>○関係機関、団体等と連携し、死傷者が多数に上る特異事案が発生した場合において円滑な支援を行うための検討を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県被害者支援連絡協議会において、特異事案発生時における総合的な被害者支援体制と各会員の役割について検討した。（H28. 6） 	<p>○関係機関、団体等と連携し、死傷者が多数に上る特異事案が発生した場合において円滑な支援を行うための検討を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県被害者支援連絡協議会において、特異事案発生時における総合的な被害者支援体制構築のためのメンタルサポートチーム特別部会開催の承認を得た。（H29. 6） ・メンタルサポートチーム特別部会において、特異事案発生時における総合的な被害者支援体制、編成会員の見直しを検討した。（年度内4回） ・各警察署の被害者支援ネットワークにおいて特異事案発生時の円滑な被害者支援の重要性について周知を図った。 	<p>○関係機関、団体等と連携し、死傷者が多数に上る特異事案が発生した場合において円滑な支援を行うための検討を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県被害者支援連絡協議会のメンタルサポートチーム特別部会において検討した支援体制等について承認を得る。 ・各警察署の被害者支援ネットワーク等において、各会員の自主的な支援意識の醸成を図る。
	<p>○県警察においては、大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づき、有事に備え継続して支援体制を確立した。</p> <p>○かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいては、関係機関・団体と連携しながら被害の内容に応じた緊急支援を行う。</p> <p>○緊急時の連絡体制等について、市町村や関係機関と協議を行った。</p>	<p>○県警察においては、大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づき、継続して支援体制を確立し、有事の際は同要領に基づいて支援を実施する。</p> <p>○かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいては、関係機関・団体と連携しながら被害の内容に応じた緊急支援を行う。</p> <p>○緊急時の連絡体制等について、市町村や関係機関と協議を行う。</p>

施策事業等	概要 ※推進計画から転記	平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況
(2) 地域における支援体制の整備			
① 市町村の取組支援と連携の推進			
	<p>○全ての市町村に犯罪被害者等のための総合的な対応窓口が設置されるよう、情報提供や研修などを通じて、市町村の取組を支援します。また、総合的な対応窓口の体制など個々の市町村の状況に応じて、サポートステーションとの連携を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当者用ガイドブックの作成、研修などでの活用 ・市町村職員研修の充実 ・市町村犯罪被害者等支援主管課長会議、実務担当者会議の開催（情報交換等の実施） ・支援提供にあたっての市町村の総合的な対応窓口とサポートステーションとの連絡調整の推進 	<p>○市町村と連携した取組等について、情報交換・意見交換を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村主管課長会議の開催（H26.10.31～H26.11.6 3地区で開催） <p>○市町村の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員研修を兼ねた市町村実務担当者会議の開催（H26.7.15、H27.1.20） <p>○個別相談事案における連絡調整を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施 	<p>○市町村と連携した取組等について、情報交換・意見交換を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村主管課長会議の開催（H28.2.18） <p>○市町村の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員研修を兼ねた市町村実務担当者会議の開催（H27.5.12、H28.2.18） ・「市町村担当者向け犯罪被害者等支援ハンドブック」の発行（H28.3月） <p>○個別相談事案における連絡調整を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施
② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開			
	<p>○各警察署に設置されている「警察署被害者支援ネットワーク」を地域レベルの被害者支援体制として位置づけ、支援の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク会員による支援活動を促進するための事例検討の実施 	<p>○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模被害者支援事案が発生した場合の支援についての事例検討等を実施（47署） 	<p>○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等に対する理解を深めるとともに、地域でできる被害者支援についての事例検討等を実施（44署）
(3) 支援関係機関の連携			
① 支援関係機関ネットワークの充実			
	<p>○支援関係機関ネットワーク会議等を通じて、関係機関相互の情報共有を進めるとともに、各関係機関の担当者間で、事例検討や情報交換を行うなど、お互いの顔が見える関係づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援関係機関ネットワーク会議の開催（情報交換等） ・性犯罪・性暴力に関連する様々な窓口の担当者による連絡会議の開催（事例検討等） 	<p>○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体、横浜弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加（H26.10.31） <p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口を所管する機関の連携会議を開催（H26.6.20、H26.11.7）</p> <p>○関係機関との個別の情報交換等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜保護観察所との情報交換等 	<p>○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体、横浜弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加（H27.11.17） <p>○関係機関との個別の情報交換等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜保護観察所との情報交換等
② 個別専門的な支援体制との連携			
	<p>○個別専門的な支援体制において、それぞれの専門性を生かした相談、支援を行うとともに、必要に応じてサポートステーションなどと連携を図りながら、被害者等のニーズに沿った支援を提供します。</p>	<p>○必要に応じて個別専門的な支援体制とサポートステーションなどが連携を図りながら、被害者等のニーズに沿った支援を提供</p>	<p>○必要に応じて個別専門的な支援体制とサポートステーションなどが連携を図りながら、被害者等のニーズに沿った支援を提供</p>

平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
<p>○市町村と連携した取組等について、情報交換・意見交換を実施 ・市町村主管課長会議の開催 (H29. 1. 23)</p> <p>○市町村の取組を支援 ・市町村職員研修を兼ねた市町村実務担当者会議の開催 (H28. 6. 21、H29. 1. 23)</p> <p>○個別相談事案における連絡調整を実施 ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施</p>	<p>○市町村と連携した取組等について、情報交換・意見交換を実施 ・市町村主管課長会議の開催 (H30. 2. 1)</p> <p>○市町村の取組を支援 ・市町村職員研修を兼ねた市町村実務担当者会議の開催 (H29. 5. 31、H30. 2. 1)</p> <p>○個別相談事案における連絡調整を実施 ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施</p>	<p>○市町村と連携した取組等について、情報交換・意見交換を実施 ・市町村主管課長会議の開催</p> <p>○市町村の取組を支援 ・市町村職員研修を兼ねた市町村実務担当者会議の開催</p> <p>○個別相談事案における連絡調整を実施 ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施</p>
<p>○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施 ・犯罪被害者等に対する理解を深めるとともに、大規模被害者支援事案発生時における取組や地域でできる被害者支援の必要性等についての事例検討等を実施 (50署)</p>	<p>○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施した。(46署)</p>	<p>○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施</p>
<p>○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施 ・民間支援団体、横浜弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 (H29. 3. 24)</p> <p>○関係機関との個別の情報交換等を実施 ・県弁護士会、法テラス等との情報交換等</p>	<p>○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施 ・民間支援団体、横浜弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 (H30. 1. 11)</p> <p>○関係機関との個別の情報交換等を実施 ・県弁護士会、法テラス等との情報交換等</p>	<p>○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施</p> <p>○関係機関との個別の情報交換等を実施</p>
<p>○必要に応じて個別専門的な支援体制とサポートステーションなどが連携を図りながら、被害者等のニーズに沿った支援を提供</p>	<p>○必要に応じて個別専門的な支援体制とサポートステーションなどが連携を図りながら、被害者等のニーズに沿った支援を提供</p>	<p>○必要に応じて個別専門的な支援体制とサポートステーションなどが連携を図りながら、被害者等のニーズに沿った支援を提供</p>

施策事業等	概要 ※推進計画から転記	平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況
【個別専門的な支援体制での対応】			
DV被害への対応			
	<p>○県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等（配偶者や交際相手等の親密な関係にある、またはあった者、以下同じ）からの暴力に関する相談に応じるほか、関係機関の紹介、一時保護や保護命令の申し立て、被害者が自立して生活するための情報提供、助言等を行います。</p> <p>○警察において、配偶者（配偶者暴力防止法に基づく配偶者（元配偶者を含む）をいい、婚姻関係、事実上の婚姻関係（内縁）、生活の根拠を共にする関係（同棲・同法の準用対象者）をいう。）から暴力が行われていると認められるときは、暴力の制止・検挙、被害者の保護等に当たるとともに、被害を自ら防止するための援助を行います。 また、保護命令発令後、被害者に対する防犯指導を行うとともに、加害者に対する命令遵守の指導を行います。</p>	<p>○県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力に関する相談に応じる（多言語での相談にも対応）ほか、被害者が自立して生活するための情報提供等の支援を実施</p> <p>○DVに悩む男性のための相談を開始 (H26.11～)</p> <p>○DV被害者及び同伴児の一時保護を行い、被害者の安全を確保</p> <p>○平成26年4月1日、警察本部に人身安全事態対処室を設置して体制を強化</p> <p>○警察において、被害者保護を最優先にした暴力の制止、加害者の検挙及び指導警告を行うなどの被害者の安全確保を実施 また、被害者の申出に基づき援助等の措置を行うとともに、保護命令発令後は、被害者等への防犯指導及び加害者への指導等を実施</p>	<p>○県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力に関する相談に応じる（多言語での相談にも対応）ほか、被害者が自立して生活するための情報提供等の支援を実施</p> <p>○県配偶者暴力相談支援センターにおいて男性のためのDV相談を実施 ・被害者の方の相談 ・DVに悩む方の相談</p> <p>○DV被害者及び同伴児の一時保護を行い、被害者の安全を確保</p> <p>○警察において、被害者保護を最優先にした暴力の制止、加害者の検挙及び指導警告を行うなどの被害者の安全確保を実施 また、被害者の申出に基づき援助等の措置を行うとともに、保護命令発令後は、被害者等への防犯指導及び加害者への指導等を実施</p>
ストーカー被害への対応			
	<p>○被害者等の安全確保を第一に、刑法等を適用した司法措置、ストーカー規制法に基づく警告、援助等、またはその他の必要な措置を行います。</p>	<p>○平成26年4月1日、警察本部に人身安全事態対処室を設置して体制を強化</p> <p>○警察において、被害者等の安全確保を第一にした刑法等を適用した司法措置、ストーカー規制法に基づく警告、援助等による早期の事案の沈静化を実施</p>	<p>○警察において、被害者等の安全確保を第一にした刑法等を適用した司法措置、ストーカー規制法に基づく警告、援助等による早期の事案の沈静化を実施</p>
性犯罪被害への対応			
	<p>○電車内痴漢等迷惑行為相談所において、主に女性警察官が痴漢等に関する相談に応じます。</p> <p>○「性犯罪110番」において、性犯罪（強姦、強制わいせつ等）の被害女性の相談に、女性警察官が女性の立場で応じます。また、女性警察官を性犯罪捜査員として育成・登録して運用することで、被害者の二次被害を緩和し、事件の早期解決を図ります。</p> <p>あわせて、被害者に対して、相談専門員によるカウンセリングなど、各種支援を行います。</p>	<p>○電車内痴漢等迷惑行為相談所において、主に女性警察官が痴漢等に関する相談対応を実施 ・相談件数 29件</p> <p>○「性犯罪110番」により女性警察官等が被害者等からの相談に対応 ・相談件数 149件</p> <p>○性犯罪捜査に必要な教養を、研修会等において実施 ・研修回数 4回</p> <p>○警察本部の専門相談員がカウンセリングによる心理的支援を実施 ・カウンセリング 547回</p>	<p>○電車内痴漢等迷惑行為相談所において、主に女性警察官が痴漢等に関する相談対応を実施 ・相談件数 37件</p> <p>○「性犯罪110番」により女性警察官等が被害者等からの相談に対応 ・相談件数 172件</p> <p>○性犯罪捜査に必要な教養を、研修会等において実施 ・研修回数 4回</p> <p>○警察本部の専門相談員がカウンセリングによる心理的支援を実施 ・カウンセリング 416回</p>

平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
<p>○県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力に関する相談に応じる（多言語での相談にも対応）ほか、被害者が自立して生活するための情報提供等の支援を実施</p> <p>○県配偶者暴力相談支援センターにおいて男性のためのDV相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の方の相談 ・DVに悩む方の相談 <p>○DV被害者及び同伴児の一時保護を行い、被害者の安全を確保</p> <p>○警察において、被害者保護を最優先にした暴力の制止、加害者の検挙及び指導警告を行うなどの被害者の安全確保を実施</p> <p>また、被害者の申出に基づき援助等の措置を行うとともに、保護命令発令後は、被害者等への防犯指導及び加害者への指導等を実施</p>	<p>○県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力に関する相談に応じるほか、被害者が自立して生活するための情報提供等の支援を実施</p> <p>○県配偶者暴力相談支援センターにおいて男性のためのDV相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の方の相談 ・DVに悩む方の相談 <p>○DV被害者及び同伴児の一時保護を行い、被害者の安全を確保</p> <p>○警察において、被害者保護を最優先にした暴力の制止、加害者の検挙及び指導警告を行うなどの被害者の安全確保を実施</p> <p>また、被害者の申出に基づき援助等の措置を行うとともに、保護命令発令後は、被害者等への防犯指導及び加害者への指導等を実施</p>	<p>○県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力に関する相談に応じるほか、被害者が自立して生活するための情報提供等の支援を実施</p> <p>○県配偶者暴力相談支援センターにおいて男性のためのDV相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の方の相談 ・DVに悩む方の相談 <p>○DV被害者及び同伴児の一時保護を行い、被害者の安全を確保</p> <p>○警察において、被害者保護を最優先にした暴力の制止、加害者の検挙及び指導警告を行うなどの被害者の安全確保を実施</p> <p>また、被害者の申出に基づき援助等の措置を行うとともに、保護命令発令後は、被害者等への防犯指導及び加害者への指導等を実施</p>
<p>○警察において、被害者等の安全確保を第一にした刑法等を適用した司法措置、ストーカー規制法に基づく警告、援助等による早期の事案の沈静化を実施</p>	<p>○警察において、被害者等の安全確保を第一にした刑法等を適用した司法措置、ストーカー規制法に基づく警告、援助等による早期の事案の沈静化を実施</p>	<p>○警察において、被害者等の安全確保を第一にした刑法等を適用した司法措置、ストーカー規制法に基づく警告、援助等による早期の事案の沈静化を実施</p>
<p>○電车内痴漢等迷惑行為相談所において、主に女性警察官が痴漢等に関する相談対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 49件 <p>○「性犯罪110番」により女性警察官等が被害者等からの相談に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 140件 <p>○性犯罪捜査に必要な教養を、研修会等において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修回数 5回 <p>○警察本部の心理員がカウンセリングによる心理的支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング 481回 	<p>○電车内痴漢等迷惑行為相談所において、主に女性警察官が痴漢等に関する相談対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 140件 <p>○「性犯罪110番」により女性警察官等が被害者等からの相談に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 108件 <p>○性犯罪捜査に必要な教養を、研修会等において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修回数 5回 <p>○警察本部の心理員がカウンセリングによる心理的支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング 576回 	<p>○電车内痴漢等迷惑行為相談所において、主に女性警察官が痴漢等に関する相談対応を実施</p> <p>○女性専用の相談電話「性犯罪110番」により、原則、女性警察官が性犯罪被害者等の相談に対応</p> <p>○性犯罪捜査に必要な教養を、研修会等において実施</p> <p>○警察本部の心理員がカウンセリングによる心理的支援を実施</p>

施策事業等	概要 ※推進計画から転記	平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況
セクシュアル・ハラスメント被害への対応			
	○「セクシュアル・ハラスメント相談」において、職場、学校、地域などで性的な嫌がらせに悩んでいる方からの相談に応じます。	○かながわ女性センターやかながわ労働センターにおいて、セクシュアル・ハラスメント被害に関する相談に対応 ・相談件数 かながわ女性センター 123件 労働センター 150件	○かながわ労働センターにおいて、職場のセクシュアル・ハラスメント被害に関する相談に対応 ・相談件数 153件
交通事故被害への対応			
	○警察本部交通相談センターにおいて、交通事故に関する相談に応じます。 ○神奈川県交通事故相談において、交通事故に関する損害賠償、示談、保険の請求等に関する相談に応じます。	○警察本部交通相談センターにおいて、交通事故に関する相談を実施 ・相談件数 234件 ○消防、医療等関係機関との連携による会議等の実施 ・合同訓練を実施（1回） ○県交通事故相談を実施 ・相談件数 807件	○警察本部交通相談センターにおいて、交通事故に関する相談を実施 ・相談件数 154件 ○交通事故捜査に係る研修を開催し、必要な教養を実施 ・研修回数4回 ○県交通事故相談を実施 ・相談件数 685件
悪質商法被害への対応			
	○「悪質商法110番」において、布団や悪質リフォームなどの訪問販売、ヤミ金融などにより、もうけ話を口実にして金銭をだまし取る事犯などの「悪質商法事犯」の相談に応じます。	○「悪質商法110番」における相談を実施 ・相談件数 634件	○「悪質商法110番」における相談を実施 ・相談件数 358件
暴力団被害への対応			
	○「暴力団からの不当要求拒絶コール」において、暴力団等に関する困りごとや被害などの相談に応じ、被害回復交渉についての助言等の援助を行います。 また、（公財）神奈川県暴力追放推進センターや横浜弁護士会と連携し、事案の内容に応じて適切な解決がなされるよう支援を行います。	○「暴力団からの不当要求拒絶コール」において、暴力団関係被害相談を実施するとともに、必要に応じて、被害回復交渉についての助言等の援助を実施 ・相談件数 387件 ○（公財）県暴力追放推進センターや横浜弁護士会民事介入暴力対策委員会と連携し、問題解決の支援を実施	○「暴力団からの不当要求拒絶コール」において、暴力団関係被害相談を実施するとともに、必要に応じて、被害回復交渉についての助言等の援助を実施 ・相談件数 343件 ○（公財）県暴力追放推進センターや横浜弁護士会民事介入暴力対策委員会と連携し、問題解決の支援を実施
被害少年への対応			
	○相談電話「ユーステレホンコーナー」において、少年の非行問題、いじめ、犯罪被害等に関する相談に応じます。	○相談電話「ユーステレホンコーナー」において、犯罪被害等に関する相談を受理し、精神的ケア等の支援を実施 ・相談件数 177件	○相談電話「ユーステレホンコーナー」において、犯罪被害等に関する相談を受理し、精神的ケア等の支援を実施 ・相談件数 104件

平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
<p>○かながわ労働センターにおいて、職場のセクシュアル・ハラスメント被害に関する相談に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 167件 	<p>○かながわ労働センターにおいて、職場のセクシュアル・ハラスメント被害に関する相談に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 144件 	<p>○かながわ労働センターにおいて、職場のセクシュアル・ハラスメント被害に関する相談に対応</p>
<p>○警察本部交通相談センターにおいて、交通事故に関する相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 180件 <p>○交通事故捜査に係る研修を開催し、必要な教養を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修回数 4回 <p>○県交通事故相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 648件 	<p>○警察本部交通相談センターにおいて、交通事故に関する相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 158件 <p>○交通事故捜査に係る研修を開催し、必要な教養を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修回数 4回 <p>○県交通事故相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 568件 	<p>○警察本部交通相談センターにおいて、交通事故に関する相談を実施</p> <p>○関係機関との連携による会議及び研修等の実施</p> <p>○県交通事故相談を実施</p>
<p>○「悪質商法110番」における相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 450件 	<p>○「悪質商法110番」における相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 518件 	<p>○「悪質商法110番」における相談を実施</p>
<p>○「暴力団からの不当要求拒絶コール」において、暴力団関係被害相談を実施するとともに、必要に応じて、被害回復交渉についての助言等の援助を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 323件 <p>○（公財）県暴力追放推進センターや横浜弁護士会民事介入暴力対策委員会と連携し、問題解決の支援を実施</p>	<p>○「暴力団からの不当要求拒絶コール」において、暴力団関係被害相談を実施するとともに、必要に応じて、被害回復交渉についての助言等の援助を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 380件 <p>○（公財）県暴力追放推進センターや神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会と連携し、問題解決の支援を実施</p>	<p>○「暴力団からの不当要求拒絶コール」において、暴力団関係被害相談を実施するとともに、必要に応じて、被害回復交渉についての助言等の援助を実施</p> <p>○（公財）県暴力追放推進センターや神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会と連携し、問題解決の支援を実施</p>
<p>○相談電話「ユーステレホンコーナー」において、犯罪被害等に関する相談を受理し、精神的ケア等の支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 145件 	<p>○相談電話「ユーステレホンコーナー」において、犯罪被害等に関する相談を受理し、精神的ケア等の支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 139件 	<p>○相談電話「ユーステレホンコーナー」において、犯罪被害等に関する相談を受理し、精神的ケア等の支援を実施</p>

施策事業等	概要 ※推進計画から転記	平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況
児童虐待への対応			
	<p>○「子ども・家庭110番」において、専門の電話相談員による子どものための電話相談を行うとともに、「人権・子どもホットライン」で、子どもからの人権に関わるような悩みの相談に応じます。</p> <p>また、「かながわ子ども虐待ナイトライン」において、夜間の虐待通告に応じます。</p>	<p>○「子ども・家庭110番」において、専門の電話相談員による子どものための電話相談を行うとともに、「人権・子どもホットライン」で、子どもからの人権に関わるような悩みの相談に対応</p> <p>・相談件数 子ども・家庭110番 2,416件 人権・子どもホットライン 219件</p> <p>○「かながわ子ども虐待ナイトライン」において、夜間の虐待通告に対応</p>	<p>○「子ども・家庭110番」において、専門の電話相談員による子どものための電話相談を行うとともに、「人権・子どもホットライン」で、子どもからの人権に関わるような悩みの相談に対応</p> <p>・相談件数 子ども・家庭110番 2,734件 人権・子どもホットライン 165件</p> <p>○「かながわ子ども虐待ナイトライン」、児童相談所全国共通ダイヤル189において、夜間の虐待通告に対応（平成27年7月からは「かながわ子ども虐待ナイトライン」を児童相談所全国共通ダイヤル189へ一本化）</p>
高齢者虐待への対応			
	<p>○市町村において、虐待の通報に応じるとともに、地域包括支援センターを中心に、総合相談、早期発見等を行うためのネットワークの整備を図ります。</p> <p>県は、市町村に対して必要な助言を行うとともに、市町村や地域包括支援センターの職員を対象に研修等を実施します。</p>	<p>○市町村に対し、必要に応じた助言を実施</p> <p>○県が作成した虐待防止対応についての各種マニュアルを活用し、市町村が実践的な対応ができるような研修を実施</p> <p>○各市町村間の情報交換の機会を設置</p>	<p>○かながわ高齢者あんしん介護推進会議及び、高齢者虐待防止部会において、高齢者虐待防止に向けた課題について検討</p> <p>○高齢者施設等へ一斉自己点検の実施の促し</p> <p>○市町村に対し、必要に応じた助言を実施</p> <p>○県が作成した虐待防止対応についての各種マニュアルを活用し、市町村が実践的な対応ができるような研修を実施</p> <p>○各市町村間の情報交換の機会を設置</p>
障害者虐待への対応			
	<p>○県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待の通報・届出や相談に応じます。</p>	<p>○県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待の通報・届出や相談に対応</p> <p>・県障害者権利擁護センター相談件数 89件</p>	<p>○県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待の通報・届出や相談に対応</p> <p>・県障害者権利擁護センター相談件数 73件</p>

平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
<p>○「子ども・家庭110番」において、専門の電話相談員による子どものための電話相談を行うとともに、「人権・子どもホットライン」で、子どもからの人権に関わるような悩みの相談に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 子ども・家庭110番 2,425件 人権・子どもホットライン 165件 <p>○児童相談所全国共通ダイヤル189において、夜間を含む虐待通告に対応1,543件</p>	<p>○「子ども・家庭110番」において、専門の電話相談員による子どものための電話相談を行うとともに、「人権・子どもホットライン」で、子どもからの人権に関わるような悩みの相談に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 子ども・家庭110番 1,818件 人権・子どもホットライン 193件 <p>○児童相談所全国共通ダイヤル189において、夜間を含む虐待通告に対応1,585件</p>	<p>○「子ども・家庭110番」において、専門の電話相談員による子どものための電話相談を行うとともに、「人権・子どもホットライン」で、子どもからの人権に関わるような悩みの相談に対応</p> <p>○児童相談所全国共通ダイヤル189において、夜間を含む虐待通告に対応</p>
<p>○かながわ高齢者あんしん介護推進会議及び、高齢者虐待防止部会において、高齢者虐待防止に向けた課題について検討</p> <p>○高齢者施設等へ一斉自己点検の実施の促し</p> <p>○市町村に対し、必要に応じた助言を実施</p> <p>○県が作成した虐待防止対応についての各種マニュアルや県内市町村の事例等を活用し、市町村が実践的な対応ができるような研修を実施</p> <p>○各市町村間の情報交換の機会を設置</p>	<p>○かながわ高齢者あんしん介護推進会議及び、高齢者虐待防止部会において、高齢者虐待防止に向けた課題について検討</p> <p>○高齢者施設等へ一斉自己点検の実施の促し</p> <p>○市町村に対し、必要に応じた助言を実施</p> <p>○県が作成した虐待防止対応についての各種マニュアルや県内市町村の事例等を活用し、市町村が実践的な対応ができるような研修を実施</p> <p>○各市町村間の情報交換の機会を設置</p>	<p>○かながわ高齢者あんしん介護推進会議及び、高齢者虐待防止部会において、高齢者虐待防止に向けた課題について検討</p> <p>○高齢者施設等へ一斉自己点検の実施の促し</p> <p>○市町村に対し、必要に応じた助言を実施</p> <p>○県が作成した虐待防止対応についての各種マニュアルや県内市町村の事例等を活用し、市町村が実践的な対応ができるような研修を実施</p> <p>○各市町村間の情報交換の機会を設置</p>
<p>○県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待の通報・届出や相談に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県障害者権利擁護センター相談件数 88件 	<p>○県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待の通報・届出や相談に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県障害者権利擁護センター相談件数 41件 	<p>○県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待の通報・届出や相談に対応</p>

施策事業等	概要 ※推進計画から転記	平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況
いじめへの対応			
	<p>○県立総合教育センター内の「教育相談センター」において、学校教育、家庭教育、いじめなど様々な相談に応じ、児童、保護者、教員等を支援します。</p> <p>また、「いじめ110番」において、24時間体制で、子どものためのいじめ電話相談を行います。</p>	<p>○教育相談、いじめ110番電話相談を実施</p> <p>・相談件数 教育相談 16,712件 いじめ110番 1,574件</p>	<p>○教育相談、いじめ110番電話相談を実施</p> <p>・相談件数 教育相談 13,436件 いじめ110番 2,162件</p>
③安全の確保に向けた関係機関との連携			
【神奈川県DV対策推進会議の開催】			
	<p>○民間団体、弁護士会、医師会、法務局のほか、県関係部署、市町村の代表で構成する「神奈川県DV対策推進会議」において、意見交換を行いながら、配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の施策を推進します。</p>	<p>○民間団体、弁護士会、医師会、法務局のほか、県関係部署、市町村の代表で構成する「神奈川県DV対策推進会議」を開催（H26.9.2）</p>	<p>○民間団体、弁護士会、医師会、法務局のほか、県関係部署、市町村の代表で構成する「神奈川県DV対策推進会議」を開催（H27.9.1）</p>
【要保護児童対策地域協議会の運営支援】			
	<p>○児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止等のための地域の連携強化等を目的として、主に市町村児童福祉主管課、学校、保育所、県警察、保健・医療機関、民生委員・児童委員などで構成される「要保護児童対策地域協議会」の運営支援を行います。</p>	<p>○各児童相談所において、市町村児童福祉主管課、学校、保育所、県警察、保健・医療機関、民生委員・児童委員などで構成される「要保護児童対策地域協議会」の運営を支援</p> <p>○各児童相談所において、代表者会議・実務担当者会議・個別ケース検討会議へ出席</p>	<p>○各児童相談所において、市町村児童福祉主管課、学校、保育所、県警察、保健・医療機関、民生委員・児童委員などで構成される「要保護児童対策地域協議会」の運営を支援</p> <p>○各児童相談所において、代表者会議・実務担当者会議・個別ケース検討会議へ出席</p>
【学校・警察連絡協議会の開催】			
	<p>○各警察署単位に設置され、警察署管内の小学校、中学校、高校が参加する「学校・警察連絡協議会」を開催し、学校・警察が相互に連携して、児童・生徒の健全育成や安全対策等を進めるための情報交換等を行います。</p>	<p>○活動基本方針として「児童・生徒の健全育成と非行防止・保護対策の推進と連携」を掲げ、各種会議の開催や学校周辺でのパトロール活動等、児童・生徒の非行や犯罪被害防止活動を実施</p>	<p>○活動基本方針として「児童・生徒の健全育成と非行防止・保護対策の推進と連携」を掲げ、各種会議の開催や学校周辺でのパトロール活動等、児童・生徒の非行や犯罪被害防止活動を実施</p>

平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
<p>○教育相談、24時間子どもSOSダイヤル電話相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談件数 <ul style="list-style-type: none"> 教育相談 13,083件 24時間子どもSOSダイヤル 2,133件 	<p>○教育相談、24時間子どもSOSダイヤル電話相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談件数 <ul style="list-style-type: none"> 教育相談 12,229件 24時間子どもSOSダイヤル 1,841件 	<p>○教育相談、24時間子どもSOSダイヤル電話相談を実施</p>
<p>○民間団体、弁護士会、医師会、法務局のほか、県関係部署、市町村の代表で構成する「神奈川県DV対策推進会議」を開催（H29.1.23）</p>	<p>○民間団体、弁護士会、医師会、法務局のほか、県関係部署、市町村の代表で構成する「神奈川県DV対策推進会議」を開催（H30.2.2）</p>	<p>○「神奈川県DV対策推進会議」を開催</p>
<p>○各児童相談所において、「要保護児童対策地域協議会」の運営を支援</p> <p>○各児童相談所において、代表者会議・実務担当者会議・個別ケース検討会議へ出席</p>	<p>○各児童相談所において、「要保護児童対策地域協議会」の運営を支援</p> <p>○各児童相談所において、代表者会議・実務担当者会議・個別ケース検討会議へ出席</p>	<p>○各児童相談所において、「要保護児童対策地域協議会」の運営を支援</p> <p>○各児童相談所において、代表者会議・実務担当者会議・個別ケース検討会議へ出席</p>
<p>○活動基本方針として「児童・生徒の健全育成と非行防止・保護対策の推進と連携」を掲げ、各種会議の開催や学校周辺でのパトロール活動等、児童・生徒の非行や犯罪被害防止活動を実施</p>	<p>○活動基本方針として「児童・生徒の健全育成と非行防止・保護対策の推進と連携」を掲げ、各種会議の開催や学校周辺でのパトロール活動等、児童・生徒の非行や犯罪被害防止活動を実施</p>	<p>○活動基本方針の一つに「被害少年の保護対策の推進」を掲げ、各種活動等を通じて、再被害の防止と適切な保護を図るため、関係機関等との連携を図った対応を実施</p>

施策事業等	概要 ※推進計画から転記	平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況
④民間支援団体等への活動支援			
【関係団体に対する活動支援】			
	<p>○犯罪被害者等への支援に取り組む民間支援団体や自助グループ等に対して、情報提供などの支援を行います。</p> <p>○児童虐待の防止活動や被害者等支援を行う民間団体等が行う研修等に対し、依頼に応じて、児童相談所職員などの専門家を講師として派遣します。</p>	<p>○NPO法人神奈川被害者支援センターが開催する犯罪被害者等支援ボランティア養成講座に職員を講師として派遣</p> <p>○県内各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク総会で情報提供等を実施</p> <p>○児童虐待の防止活動や被害者等支援を行う民間団体等が行う研修等に対し、依頼に応じて、児童相談所職員などの専門家を講師として派遣</p>	<p>○NPO法人神奈川被害者支援センターが開催する犯罪被害者等支援ボランティア養成講座に職員を講師として派遣</p> <p>○県内各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク総会で情報提供等を実施</p> <p>○児童虐待の防止活動や被害者等支援を行う民間団体等が行う研修等に対し、依頼に応じて、児童相談所職員などの専門家を講師として派遣</p>
【DV被害者支援に関する活動支援】			
	<p>○DV被害者の自立支援を行う民間団体のスタッフの養成や同伴児保育、就労支援などの活動を補助します。</p>	<p>○DV被害者の自立支援を行う民間団体の活動に補助金を交付</p> <p>○被害者や同伴児を受け入れている民間委託シェルター等に必要に応じて心理判定員を派遣 ・派遣件数1件</p>	<p>○DV被害者の自立支援を行う民間団体の活動に補助金を交付</p> <p>○被害者や同伴児を受け入れている民間委託シェルター等に対し、心理判定員による助言を必要に応じて実施</p>
⑤自主防犯活動団体等への情報の提供等			
	<p>○地域住民等に対し、防犯や犯罪被害者等支援に関する情報の提供を行い、再被害防止や被害者等への理解促進を図るため、地域の自主防犯活動団体等に対して情報提供等を行います。</p> <p>○地域における支援活動を活性化するため、福祉活動など地域に密着した活動を行う団体等に対して、自発的な支援活動を促すための情報提供等を行います。</p>	<p>○犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する情報誌「くらし安全通信」やツイッターなどを活用し、自主防犯活動団体等に対して防犯や犯罪被害者等支援に関する情報を発信</p> <p>○県内各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク総会や市町村主催の会議等において、地域で活動する様々な団体等に対して情報提供等を実施</p>	<p>○犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する情報誌「くらし安全通信」やツイッターなどを活用し、自主防犯活動団体等に対して防犯や犯罪被害者等支援に関する情報を発信</p> <p>○県内各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク総会や市町村主催の会議等において、地域で活動する様々な団体等に対して情報提供等を実施</p>
⑥海外における犯罪被害者等に対する情報提供等			
	<p>○関係機関・団体と連携し、海外において犯罪被害にあった県民に関する情報の収集に努めるとともに、被害者等に対する適切な支援活動を実施します。</p>	<p>○関係機関・団体と連携し、海外における県民の犯罪被害に関する情報収集に努め、帰国した犯罪被害者や県内の遺族等に対し、県内での支援に関する各種情報提供等を実施</p>	<p>○関係機関・団体と連携し、海外における県民の犯罪被害に関する情報収集に努め、帰国した犯罪被害者や県内の遺族等に対し、県内での支援に関する各種情報提供等を実施</p>
2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供			
(1) 経済的負担の軽減			
①生活資金貸付の実施			
	<p>○当座の生活資金に困窮する犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、被害にあったことで生ずる医療費などの不測の経費等について貸付を行います。 また、貸付を必要とする被害者等が利用しやすいよう、貸付対象などのわかりやすい広報に努めます。</p>	<p>○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付0件</p> <p>○サポートステーションのリーフレットや県ホームページを通じた広報を実施</p>	<p>○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付0件</p> <p>○サポートステーションのリーフレットや県ホームページを通じた広報を実施</p>

平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
<p>○NPO法人神奈川被害者支援センターが開催する犯罪被害者等支援ボランティア養成講座に職員を講師として派遣</p> <p>○県内各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク総会で情報提供等を実施</p> <p>○児童虐待の防止活動や被害者等支援を行う民間団体等が行う研修等に対し、依頼に応じて、児童相談所職員などの専門家を講師として派遣</p>	<p>○NPO法人神奈川被害者支援センターが開催する犯罪被害者等支援ボランティア養成講座に職員を講師として派遣</p> <p>○県内各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク総会で情報提供等を実施</p> <p>○児童虐待の防止活動や被害者等支援を行う民間団体等が行う研修等に対し、依頼に応じて、児童相談所職員などの専門家を講師として派遣</p>	<p>○NPO法人神奈川被害者支援センターが開催する犯罪被害者等支援ボランティア養成講座に職員を講師として派遣</p> <p>○県内各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク総会で情報提供等を実施</p> <p>○児童虐待の防止活動や被害者等支援を行う民間団体等が行う研修等に対し、依頼に応じて、児童相談所職員などの専門家を講師として派遣</p>
<p>○DV被害者の自立支援を行う民間団体の活動に補助金を交付</p> <p>○被害者や同伴児を受け入れている民間団体等に対し、研修等を実施</p>	<p>○DV被害者の自立支援を行う民間団体の活動に補助金を交付</p> <p>○被害者や同伴児を受け入れている民間団体等に対し、研修等を実施</p>	<p>○DV被害者の自立支援を行う民間団体の活動に補助金を交付</p> <p>○被害者や同伴児を受け入れている民間団体等に対し、研修等を実施</p>
<p>○犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する情報誌「暮らし安全通信」やツイッターなどを活用し、自主防犯活動団体等に対して防犯や犯罪被害者等支援に関する情報を発信</p> <p>○県内各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク総会や市町村主催の講演会等において、地域で活動する様々な団体等に対して情報提供等を実施</p>	<p>○犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する情報誌「暮らし安全通信」やツイッターなどを活用し、自主防犯活動団体等に対して防犯や犯罪被害者等支援に関する情報を発信</p> <p>○県内各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク総会等において、地域で活動する様々な団体等に対して情報提供等を実施</p>	<p>○犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する情報誌「暮らし安全通信」やツイッターなどを活用し、自主防犯活動団体等に対して防犯や犯罪被害者等支援に関する情報を発信</p> <p>○県内各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク総会等において、地域で活動する様々な団体等に対して情報提供等を実施</p>
<p>○関係機関・団体と連携し、海外における県民の犯罪被害に関する情報収集に努め、帰国した犯罪被害者や県内の遺族等に対し、支援に関する各種情報提供やニーズに応じた支援を実施</p>	<p>○関係機関・団体と連携し、海外における県民の犯罪被害に関する情報収集に努め、帰国した犯罪被害者や県内の遺族等に対し、支援に関する各種情報提供やニーズに応じた支援を実施</p>	<p>○関係機関・団体と連携し、海外における県民の犯罪被害に関する情報収集に努め、帰国した犯罪被害者や県内の遺族等に対し、支援に関する各種情報提供やニーズに応じた支援を実施</p>
<p>○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付1件</p> <p>○サポートステーションのリーフレットや県ホームページを通じた広報を実施</p>	<p>○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付0件</p> <p>○サポートステーションのリーフレットや県ホームページを通じた広報を実施</p>	<p>○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用</p> <p>○サポートステーションのリーフレットや県ホームページを通じた広報を実施</p>

施策事業等	概要 ※推進計画から転記	平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況
②犯罪被害給付制度の周知等			
	○犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるとともに、申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続きの迅速化に努めます。	○犯罪被害給付制度の周知を実施 ・ふれあい警察展、犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知 ○犯罪被害給付制度を運用 ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施	○犯罪被害給付制度の周知を実施 ・ふれあい警察展、犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知 ○犯罪被害給付制度を運用 ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施
③弁護士による法律相談の実施			
	再掲 2 (2)①	同左	同左
④臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施			
	再掲 2 (4)①	同左	同左
⑤緊急避難場所（ホテル等）の提供			
	再掲 2 (5)①	同左	同左
⑥市町村等と連携した各種福祉制度等の情報提供			
	○被害者等の状況に応じて利用が可能な各種福祉制度等について、市町村等関係機関と連携し、適切な情報提供に努めます。 ・被害者等の状況に応じた案内シート（利用可能な支援と支援提供窓口を記載）の作成・交付	○サポートステーションでの相談者等への情報提供を実施 ・必要に応じて利用可能な福祉制度等とその所管窓口を案内	○サポートステーションでの相談者等への情報提供を実施 ・必要に応じて利用可能な福祉制度等とその所管窓口を案内
⑦事情聴取時にかかる旅費の支給			
	○犯罪被害者等が警察の事情聴取等の要請に応じる際の交通費を支給します。	○犯罪被害者等を警察署等に招致し事情聴取する際に交通費を支給し、経済的負担を軽減	○犯罪被害者等を警察署等に招致し事情聴取する際に交通費を支給し、経済的負担を軽減
⑧司法解剖時の遺体搬送費・修復費に対する経費の負担			
	○犯罪などの被害を受け亡くなった方の司法解剖を行う際に、遺体搬送費、修復費を一部負担します。	○遺体搬送に要する経費及び遺体修復に要する経費の一部負担を実施	○遺体搬送に要する経費及び遺体修復に要する経費の一部負担を実施
⑨性犯罪被害者の緊急避妊等に対する経費の負担			
	○性犯罪被害を受けた方に、避妊措置料、性感染症検査料等を負担します。	○性犯罪被害者に対する避妊措置料、性感染症検査料等を負担 ・診断書料、緊急避妊費用等 143件	○性犯罪被害者に対する避妊措置料、性感染症検査料等を負担 ・診断書料、緊急避妊費用等 160件
(2) 法律問題の解決への支援			
①弁護士による法律相談の実施 修			
	○犯罪被害者等に対する支援を積極的に行っている神奈川県弁護士会と連携を図り、被害者等が抱える法的な問題について、被害者等が安心して相談できる無料法律相談を実施します。 特に、死傷者が多数に上る事案など、事案の内容に応じ柔軟に対応します。	○弁護士による無料法律相談を実施 ・サポートステーションの支援の一環として、横浜弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施（原則2回まで無料） 239回	○弁護士による無料法律相談を実施 ・サポートステーションの支援の一環として、横浜弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施（原則2回まで無料） 190回

平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
○犯罪被害給付制度の周知を実施 ・ふれあい警察展、犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知 ○犯罪被害給付制度を運用 ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施	○犯罪被害給付制度の周知を実施 ・ふれあい警察展、犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知 ○犯罪被害給付制度を運用 ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施	○犯罪被害給付制度の周知を実施 ・ふれあい警察展、犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知 ○犯罪被害給付制度を運用 ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
○サポートステーションでの相談者等への情報提供を実施 ・必要に応じて利用可能な福祉制度等とその所管窓口を案内	○サポートステーションでの相談者等への情報提供を実施 ・必要に応じて利用可能な福祉制度等とその所管窓口を案内	○サポートステーションでの相談者等への情報提供を実施 ・必要に応じて利用可能な福祉制度等とその所管窓口を案内
○犯罪被害者等を警察署等に招致し事情聴取する際に交通費を支給し、経済的負担を軽減	○犯罪被害者等を警察署等に招致し事情聴取する際に交通費を支給し、経済的負担を軽減	○犯罪被害者等を警察署等に招致し事情聴取する際に交通費を支給し、経済的負担を軽減
○遺体搬送に要する経費及び遺体修復に要する経費の一部負担を実施	○遺体搬送に要する経費及び遺体修復に要する経費の一部負担を実施	○遺体搬送に要する経費及び遺体修復に要する経費の一部負担を実施
○性犯罪被害者に対する避妊措置料、性感染症検査料等を負担 ・診断書料、緊急避妊費用等 156件	○性犯罪被害者に対する避妊措置料、性感染症検査料等を負担 ・診断書料、緊急避妊費用等 119件	○性犯罪被害者に対する避妊措置料、性感染症検査料等を負担
○弁護士による無料法律相談を実施 ・サポートステーションの支援の一環として、横浜弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施 246回	○弁護士による無料法律相談を実施 ○死傷者が多数に上る事案等が発生した場合は、事案の内容に応じ柔軟に支援を行う。 ・サポートステーションの支援の一環として、横浜弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施 199回	○弁護士による無料法律相談を実施 ○死傷者が多数に上る事案等が発生した場合は、事案の内容に応じ柔軟に支援を行う。 ・サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施

施策事業等	概要 ※推進計画から転記	平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況
②刑事手続き等の適切な情報提供			
【「被害者の手引き」の配付】			
	○被害の態様に応じて、今後の捜査の流れや各種相談窓口を紹介する冊子「被害者の手引」を作成し、被害者に配付します。	○被害の態様に応じた「被害者の手引き」を作成し、警察署を通じて被害者に配付 ・作成部数 7,000部	○被害の態様に応じた「被害者の手引き」を作成し、警察署を通じて被害者に配付 ・作成部数 7,000部
【捜査状況、被疑者の検挙状況等の情報提供】			
	○「被害者連絡制度」に基づき、被害者等に対し、捜査上支障のない範囲内で捜査状況、被疑者の検挙状況等の連絡を行います。	○殺人、性犯罪等の身体犯や重大な交通事故事件等の被害者等に対して捜査状況、被疑者の検挙状況等を連絡	○殺人、性犯罪等の身体犯や重大な交通事故事件等の被害者等に対して捜査状況、被疑者の検挙状況等を連絡
【法テラス等と連携した情報提供】			
	○刑事・民事の裁判における裁判費用に困窮する犯罪被害者等の支援（被害者参加人のための国選弁護士制度、民事法律扶助制度）の窓口である法テラスや司法機関と連携して、裁判に係る支援制度の情報提供を行います。	○サポートステーションの無料法律相談等において、法テラスの支援制度や裁判における被害者支援制度についての情報提供を実施 ○法テラスや検察等との連携を強化するため、法テラス主催の協議会への参画や横浜地方検察庁職員との意見交換会を実施	○サポートステーションの無料法律相談等において、法テラスの支援制度や裁判における被害者支援制度についての情報提供を実施 ○法テラス主催の協議会への参画や横浜地方検察庁職員、横浜弁護士会との意見交換会を実施することにより関係機関との連携を深め、効果的な情報提供を実施
(3) 日常生活の支援			
①直接（付添い）支援の提供			
	○犯罪被害者等が、被害を受けたことにより日常生活に支障をきたさないようにするため、公判、捜査協力や、行政手続きなどにかかる負担を少しでも軽減できるよう、付添いによる直接支援を、ノウハウのある民間支援団体と連携・協働して提供します。	○サポートステーション（NPO法人神奈川被害者支援センター支援員）による付添い等の支援を実施（県は財政支援） ・検察庁、裁判所等への付添い等 786回 ○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等 435回	○サポートステーション（NPO法人神奈川被害者支援センター支援員）による付添い等の支援を実施（県は財政支援） ・検察庁、裁判所等への付添い等 644回 ○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等 1,194回 （警察官、心理員による支援件数）
②生活支援を担うボランティアの育成			
	○市町村や地域で活動する団体とも連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、被害者等支援についての研修を行うなど、家事・育児の手伝い等の生活支援を行うボランティアを育成します。	○市町村等と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等への生活支援を行うボランティアを育成するための検討等を実施 ・市町村への照会等	○市町村等と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等への生活支援を行うボランティアを育成するための検討等を実施 ・関係機関への照会等
③支援ボランティア登録制度の運用			
	○支援を担う人材の裾野を広げるとともに、犯罪被害者等のニーズに即した支援ができるよう、支援ボランティアの登録制度を運用し、ボランティア登録者の拡大と活動の促進を図ります。 なお、生活支援ボランティアの育成を行うのにあわせて、ボランティアの区分を見直し、「直接支援ボランティア」、「生活支援ボランティア」、「普及啓発ボランティア」の3区分とします。	○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 ・ボランティア登録者：112名（H27.3末現在）	○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 ・ボランティア登録者：121名（H28.3末現在）

平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
○被害の態様に応じた「被害者の手引き」を作成し、警察署を通じて被害者に配付 ・作成部数 7,000部	○被害の態様に応じた「被害者の手引き」を作成し、警察署を通じて被害者に配付 ・作成部数 9,000部	○被害の態様に応じた「被害者の手引き」を作成し、警察署を通じて被害者に配付
○殺人、性犯罪等の身体犯や重大な交通事故事件等の被害者等に対して捜査状況、被疑者の検挙状況等を連絡	○殺人、性犯罪等の身体犯や重大な交通事故事件等の被害者等に対して捜査状況、被疑者の検挙状況等を連絡	○殺人、性犯罪等の身体犯や重大な交通事故事件等の被害者等に対して捜査状況、被疑者の検挙状況等を連絡
○サポートステーションの無料法律相談等において、法テラスの支援制度や裁判における被害者支援制度についての情報提供を実施 ○法テラス主催の協議会への参画や横浜地方検察庁職員、神奈川県弁護士会との意見交換会を実施することにより関係機関との連携を深め、効果的な情報提供を実施	○サポートステーションの無料法律相談等において、法テラスの支援制度や裁判における被害者支援制度についての情報提供を実施 ○法テラス主催の協議会への参画や横浜地方検察庁職員、神奈川県弁護士会との意見交換会を実施することにより関係機関との連携を深め、効果的な情報提供を実施	○サポートステーションの無料法律相談等において、法テラスの支援制度や裁判における被害者支援制度についての情報提供を実施 ○法テラス主催の協議会への参画や横浜地方検察庁職員、神奈川県弁護士会との意見交換会を実施することにより関係機関との連携を深め、効果的な情報提供を実施
○サポートステーション（NPO法人神奈川被害者支援センター支援員）による付添い等の支援を実施（県は財政支援） ・検察庁、裁判所等への付添い等710回 ○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等1,206回 （警察官、心理員による支援件数）	○サポートステーション（NPO法人神奈川被害者支援センター支援員）による付添い等の支援を実施（県は財政支援） ・検察庁、裁判所等への付添い等951回 ○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等1,762回 （警察官、心理員による支援件数）	○サポートステーション（NPO法人神奈川被害者支援センター支援員）による付添い等の支援を実施（県は財政支援） ・検察庁、裁判所等への付添い等 ○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等
○市町村等と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等への生活支援を行うボランティアを育成するための検討等を実施 ・登録ボランティアへの意向調査の実施	○市町村等と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等への生活支援を行うボランティアを育成するための検討等を実施 ・登録ボランティアへの意向調査の実施	○市町村等と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等への生活支援を行うボランティアを育成するための検討等を実施
○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 ・ボランティア登録者：119名（H29.3末現在） ○登録ボランティアを対象にした研修を実施（H28.10.22）	○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 ・ボランティア登録者：96名（H30.3末現在） ○登録ボランティアを対象にした研修を実施（H29.10.21）	○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 ○登録ボランティアを対象にした研修を実施

施策事業等	概要 ※推進計画から転記	平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況
④DV被害者や被虐待児童に対する自立支援等の実施			
【DV被害者の自立支援】			
	○DV被害者は一人ひとり異なった状況にあり、一時保護から自立をしていく過程で、精神的、経済的な問題をはじめ、住まいの確保、就労、子どものケアや就学など、様々な課題を解決する必要があるため、関係機関や民間団体が相互に連携しながら、被害者の立場に立ち、自立した生活に向けた切れ目のない支援を行います。	○一時保護中のDV被害者に関して、関係機関とのカンファレンス等を実施し、一人ひとりの状況に合わせた支援を実施 また、同伴児童に関して保育の提供や学習の機会の保障、心理士によるアセスメントを行う等の支援を実施	○一時保護中のDV被害者に関して、関係機関とのカンファレンス等を実施し、一人ひとりの状況に合わせた支援を実施 また、同伴児童に関して保育の提供や学習の機会の保障、心理士によるアセスメントを行う等の支援を実施
【児童相談所における被虐待児童への支援】			
	○児童相談所の一時保護所において、被虐待児童に対して、児童心理司等による心理的支援を行うとともに、教員OB等の学習指導員による学習支援を行います。	○児童相談所の一時保護所に1名ずつ心理職員を配置し、被虐待児童に対し心理的ケアを実施 ○教員OB等の学習指導員を各児童相談所（一時保護所）に配置	○児童相談所の一時保護所に1名ずつ心理職員を配置し、被虐待児童に対し心理的ケアを実施 ○教員OB等の学習指導員を各児童相談所（一時保護所）に配置
⑤再被害防止措置の推進			
【再被害防止に向けた保護対策の推進と関係機関等との連携の充実】			
	○犯罪被害者等が、加害者から再被害を受けるおそれの大きい場合に、被害者等との連絡を密にし、必要な助言、措置を講じるとともに、関係機関等との連携の強化を図ります。 ○暴力団排除活動の関係者や暴力団による犯罪の被害者及び参考人、暴力団排除関係者、公安委員を「保護対象者」として指定し、危害が及ぶ程度に応じて必要な保護措置を講じます。	○警察署の再被害防止担当官等が、再被害防止対象者への電話や面接などにより、要望の把握や防犯指導を実施 ○警察署が一体となり、再被害防止対象者宅への立ち寄りや周辺等のパトロールなど再被害事案の未然防止活動を実施 ○関係警察署と警察本部が連携し、必要な情報を共有して再被害防止対策を実施 ○暴力団排除活動の関係者や暴力団による犯罪の被害者及び参考人等を「保護対象者」として指定し、必要な保護措置を実施	○警察署の再被害防止担当官等が、再被害防止対象者への電話や面接などにより、要望の把握や防犯指導を実施 ○警察署が一体となり、再被害防止対象者宅への立ち寄りや周辺等のパトロールなど再被害事案の未然防止活動を実施 ○関係警察署と警察本部が連携し、必要な情報を共有して再被害防止対策を実施 ○暴力団排除活動の関係者や暴力団による犯罪の被害者及び参考人等を「保護対象者」として指定し、必要な保護措置を実施
【学校における再被害防止措置の推進】			
	○学校における再被害防止対策の実施や、非行少年に対して、再び加害行為を行わないよう適切な指導を行います。	○県立学校において学校警察連携制度を運用し、生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成の観点から効果的な指導を実施	○県立学校において学校警察連携制度を運用し、生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成の観点から効果的な指導を実施

平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
<p>○一時保護中のDV被害者に関して、関係機関とのカンファレンス等を実施し、一人ひとりの状況に合わせた支援を実施 また、同伴児童に関して保育の提供や学習の機会の保障、心理士によるアセスメントを行う等の支援を実施</p>	<p>○一時保護中のDV被害者に関して、関係機関とのカンファレンス等を実施し、一人ひとりの状況に合わせた支援を実施 また、同伴児童に関して保育の提供や学習の機会の保障、心理士によるアセスメントを行う等の支援を実施</p>	<p>○一時保護中のDV被害者に関して、関係機関とのカンファレンス等を実施し、一人ひとりの状況に合わせた支援を実施 また、同伴児童に関して保育の提供や学習の機会の保障、心理士によるアセスメントを行う等の支援を実施</p>
<p>○児童相談所の一時保護所に1名ずつ心理職員を配置し、被虐待児童に対し心理的ケアを実施</p> <p>○教員OB等の学習指導員を各児童相談所（一時保護所）に配置</p>	<p>○児童相談所の一時保護所に1名ずつ心理職員を配置し、被虐待児童に対し心理的ケアを実施</p> <p>○教員OB等の学習指導員を各児童相談所（一時保護所）に配置</p>	<p>○児童相談所の一時保護所に1名ずつ心理職員を配置し、被虐待児童に対し心理的ケアを実施</p> <p>○教員OB等の学習指導員を各児童相談所（一時保護所）に配置</p>
<p>○警察署の再被害防止担当官等が、再被害防止対象者への電話や面接などにより、要望の把握や防犯指導を実施</p> <p>○警察署が一体となり、再被害防止対象者宅への立ち寄りや周辺等のパトロールなど再被害事案の未然防止活動を実施</p> <p>○関係警察署と警察本部が連携し、必要な情報を共有して再被害防止対策を実施</p> <p>○暴力団排除活動の関係者や暴力団による犯罪の被害者及び参考人等を「保護対象者」として指定し、必要な保護措置を実施</p>	<p>○警察署の再被害防止担当官等が、再被害防止対象者への電話や面接などにより、要望の把握や防犯指導を実施</p> <p>○警察署が一体となり、再被害防止対象者宅への立ち寄りや周辺等のパトロールなど再被害事案の未然防止活動を実施</p> <p>○関係警察署と警察本部が連携し、必要な情報を共有して再被害防止対策を実施</p> <p>○暴力団排除活動の関係者や暴力団による犯罪の被害者及び参考人等を「保護対象者」として指定し、必要な保護措置を実施</p>	<p>○警察署の再被害防止担当官等が、再被害防止対象者への電話や面接などにより、要望の把握や防犯指導を実施</p> <p>○警察署が一体となり、再被害防止対象者宅への立ち寄りや周辺等のパトロールなど再被害事案の未然防止活動を実施</p> <p>○関係警察署と警察本部が連携し、必要な情報を共有して再被害防止対策を実施</p> <p>○暴力団排除活動の関係者や暴力団による犯罪の被害者及び参考人等を「保護対象者」として指定し、必要な保護措置を実施</p>
<p>○県立学校において学校警察連携制度を運用し、生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成の観点から効果的な指導を実施</p>	<p>○県立学校において学校警察連携制度を運用し、生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成の観点から効果的な指導を実施</p>	<p>○県立学校において学校警察連携制度を運用し、生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成の観点から効果的な指導を実施</p>

施策事業等	概要 ※推進計画から転記	平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況
(4) 心身に受けた影響からの回復			
①臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施 (修)			
	<p>○犯罪被害者等が受けた精神的被害から一刻も早く回復できるよう、被害者等のニーズに応じ、適切なカウンセリングを実施します。</p> <p>・犯罪被害者等へのカウンセリング事業にノウハウのある民間支援団体と連携・協働し、臨床心理士等によるカウンセリングを実施します。特に、死傷者が多数に上る事案など、事案の内容に応じ柔軟に対応し、被害者等がより支援を受けやすい形での実施について検討します。</p> <p>・カウンセリングを通じて精神科医療の提供が必要と判断された場合など必要に応じて、保健所等関係機関と連携し、精神科医療の受診につなげていきます。</p> <p>臨床心理士の資格を有する警察職員等による、初期的段階からのカウンセリングを実施します。</p>	<p>○サポートステーションによるカウンセリングを実施</p> <p>・NPO法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリング 83回</p> <p>○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介</p> <p>○県警察によるカウンセリングを実施</p> <p>・相談専門員によるカウンセリング 547回</p>	<p>○サポートステーションによるカウンセリングを実施</p> <p>・NPO法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリング 112回</p> <p>○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介</p> <p>○県警察によるカウンセリングを実施</p> <p>・心理員によるカウンセリング 416回</p>
②自助グループの紹介			
	<p>○民間支援団体とも連携し、被害者等が同じような苦しさ、つらさを抱えた者同士で、互いに語り合う中で、支えあっていくことを目的として集う自助グループについての情報収集に努めるとともに、必要に応じて、被害者等に対して自助グループを紹介します。</p>	<p>○サポートステーションや、ホットラインの相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介</p> <p>○県内で活動する自助グループに関する情報収集を実施</p>	<p>○サポートステーションや、ホットラインの相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介</p> <p>○県内で活動する自助グループに関する情報収集を実施</p>
③被害者等に対する適切な医療の提供			
【迅速かつ適切な救急医療の提供】			
	<p>○総合的な救急医療体制を整備し、県民に対して適切な救急医療を提供します。</p>	<p>○初期救急医療体制として、休日夜間急患診療所等の運営等を支援</p> <p>○二次救急医療体制として、小児救急医療に係る病院群輪番制等の運営等を支援</p> <p>○三次救急医療体制として、大学病院に併設された救命救急センターを中心に、運営等を支援</p>	<p>○二次救急医療体制として、小児救急医療に係る病院群輪番制等の運営等を支援</p> <p>○三次救急医療体制として、大学病院に併設された救命救急センターを中心に、運営等を支援</p>
【医療機関情報等の提供】			
	<p>○「かながわ医療情報検索サービス」をホームページ上で公開し、各医療機関で受けられる治療などについての情報を提供するとともに、保健福祉事務所及び精神保健福祉センターでは、被害者等から相談があった場合、随時相談に応じ、必要な医療機関等の情報を提供します。</p>	<p>○「かながわ医療情報検索サービス」をホームページ上で公開し、各医療機関で受けられる治療などについての情報を提供</p> <p>○保健福祉事務所において、随時、精神保健福祉に関する相談に応じ、医療機関等の情報を提供</p>	<p>○「かながわ医療情報検索サービス」をホームページ上で公開し、各医療機関で受けられる治療などについての情報を提供</p> <p>○保健福祉事務所において、随時、精神保健福祉に関する相談に応じ、医療機関等の情報を提供</p>

平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
<p>○サポートステーションによるカウンセリングを実施 ・NPO法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリング 73回</p> <p>○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介</p> <p>○県警察によるカウンセリングを実施 ・心理員によるカウンセリング 481回</p>	<p>○サポートステーションによるカウンセリングを実施 ・NPO法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリング 120回</p> <p>○死傷者が多数に上る事案等が発生した場合は、事案の内容に応じ柔軟に支援を行う。</p> <p>○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介</p> <p>○県警察によるカウンセリングを実施 ・心理員によるカウンセリング 576回</p>	<p>○サポートステーションによるカウンセリングを実施</p> <p>○死傷者が多数に上る事案等が発生した場合は、事案の内容に応じ柔軟に支援を行う。</p> <p>○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介</p> <p>○県警察によるカウンセリングを実施</p>
<p>○サポートステーションや、ホットラインの相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介</p> <p>○県内で活動する自助グループに関する情報収集を実施</p>	<p>○サポートステーションや、かならいん（ホットライン）の相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介</p> <p>○県内で活動する自助グループに関する情報収集を実施</p>	<p>○サポートステーションや、かならいんの相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介</p> <p>○県内で活動する自助グループに関する情報収集を実施</p>
<p>○二次救急医療体制として、小児救急医療に係る病院群輪番制等の運営等を支援</p> <p>○三次救急医療体制として、大学病院に併設された救命救急センターを中心に、運営等を支援</p>	<p>○二次救急医療体制として、小児救急医療に係る病院群輪番制等の運営等を支援</p> <p>○三次救急医療体制として、大学病院に併設された救命救急センターを中心に、運営等を支援</p>	<p>○二次救急医療体制として、小児救急医療に係る病院群輪番制等の運営等を支援</p> <p>○三次救急医療体制として、大学病院に併設された救命救急センターを中心に、運営等を支援</p>
<p>○「かながわ医療情報検索サービス」をホームページ上で公開し、各医療機関で受けられる治療などについての情報を提供</p> <p>○保健福祉事務所において、随時、精神保健福祉に関する相談に応じ、医療機関等の情報を提供</p>	<p>○「かながわ医療情報検索サービス」をホームページ上で公開し、各医療機関で受けられる治療などについての情報を提供</p> <p>○保健福祉事務所において、随時、精神保健福祉に関する相談に応じ、医療機関等の情報を提供</p>	<p>○「かながわ医療情報検索サービス」をホームページ上で公開し、各医療機関で受けられる治療などについての情報を提供</p> <p>○保健福祉事務所において、随時、精神保健福祉に関する相談に応じ、医療機関等の情報を提供</p>

施策事業等	概要 ※推進計画から転記	平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況
	○児童相談所においても、必要に応じて医療機関等の情報を提供します。	○精神保健福祉センターにおいて、こころの電話相談を実施し、医療機関等の情報を提供 ・相談件数 9,488件 ○児童相談所の相談業務において必要に応じ、相談者等へ医療機関等の情報を提供	○精神保健福祉センターにおいて、こころの電話相談を実施し、医療機関等の情報を提供 ・相談件数 10,370件 ○児童相談所の相談業務において必要に応じ、相談者等へ医療機関等の情報を提供
④少年等への相談、精神的ケアの充実			
【被害少年等に対する相談、支援】			
	○臨床心理士等の資格を有する少年相談員や、少年警察ボランティアとして活動する被害少年サポーターが、犯罪等の被害にあった少年やその保護者の相談及び精神的ケアや立ち直り支援を行います。	○犯罪等の被害にあった少年やその保護者からの相談を受理し、精神的ケア等の支援を実施	○犯罪等の被害にあった少年やその保護者からの相談を受理し、精神的ケア等の支援を実施
【児童相談所における心理的ケアの実施】			
	○被虐待児童に対して、児童心理司等によるカウンセリング等の心理的支援を行います。	○児童相談所の相談業務において、虐待を受けた児童に対し、必要に応じ心理職員による心理カウンセリングを実施	○児童相談所の相談業務において、虐待を受けた児童に対し、必要に応じ心理職員による心理カウンセリングを実施
【学校内のカウンセリング体制の整備】			
	○犯罪被害者等を含む児童・生徒や保護者等の心の問題の解決を図るため、公立中学校や県立高校等にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒へのカウンセリングや保護者等への助言などを行います。 ○私立学校に対しては、人権教育研修会を通じて、学校内のカウンセリング体制の整備に関する情報を提供します。	○臨床心理士等をスクールカウンセラーとして、政令市を除く全公立中学校及び県立中等教育学校に配置 ※政令市は独自に対応 (公立中学校175校、県立中等教育学校2校) ○県立高等学校57校を拠点校としてスクールカウンセラーを各1名配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に1名配置 ○私立学校教職員を対象とした「人権同和研修会」を開催し、情報提供を実施 (H27.3.12)	○臨床心理士等をスクールカウンセラーとして、政令市を除く全公立中学校及び県立中等教育学校(前期課程)に配置 ※政令市は独自に対応 (公立中学校175校、県立中等教育学校2校) ○県立高等学校・中等教育学校(後期課程)60校を拠点校としてスクールカウンセラーを各1名配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に1名配置 ○私立学校教職員を対象とした「人権同和研修会」を開催し、情報提供を実施 (H28.3.11)
【スクールソーシャルワーカーによる関係機関と			
	○関係機関との連携を図り、犯罪被害者等を含む児童・生徒の置かれた環境に働きかけるなどの支援を行うため、社会福祉に関する専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、学校へ派遣します。	○社会福祉に関する専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを教育事務所に6名(年35日)、巡回相談として6名(年52日)の計12名を配置し、関係機関等と連携した対応を実施	○社会福祉に関する専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを教育事務所に拠点校方式として12名、巡回相談として12名の計24名を配置し、関係機関等と連携した対応を実施 ○スクールソーシャルワーカーを県内10地区に各1名配置し、地区内の県立高等学校1校を拠点として地区全体を対象に活動することで、地区の関係機関等と連携した対応を実施

平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
<p>○精神保健福祉センターにおいて、こころの電話相談を実施し、医療機関等の情報を提供 ・相談件数 9,284件</p> <p>○児童相談所の相談業務において必要に応じ、相談者等へ医療機関等の情報を提供</p>	<p>○精神保健福祉センターにおいて、こころの電話相談を実施し、医療機関等の情報を提供 ・相談件数 8,713件</p> <p>○児童相談所の相談業務において必要に応じ、相談者等へ医療機関等の情報を提供</p>	<p>○精神保健福祉センターにおいて、こころの電話相談を実施し、医療機関等の情報を提供</p> <p>○児童相談所の相談業務において必要に応じ、相談者等へ医療機関等の情報を提供</p>
<p>○犯罪等の被害にあった少年やその保護者からの相談を受理し、精神的ケア等の支援を実施</p>	<p>○犯罪等の被害にあった少年やその保護者からの相談を受理し、精神的ケア等の支援を実施</p>	<p>○犯罪等の被害にあった少年やその保護者からの相談を受理し、精神的ケア等の支援を実施</p>
<p>○児童相談所の相談業務において、虐待を受けた児童に対し、必要に応じ心理職員による心理カウンセリングを実施</p>	<p>○児童相談所の相談業務において、虐待を受けた児童に対し、必要に応じ心理職員による心理カウンセリングを実施</p>	<p>○児童相談所の相談業務において、虐待を受けた児童に対し、必要に応じ心理職員による心理カウンセリングを実施</p>
<p>○臨床心理士等をスクールカウンセラーとして、政令市を除く全公立中学校及び県立中等教育学校（前期課程）に配置 ※政令市は独自に対応（公立中学校175校、県立中等教育学校2校）</p> <p>○県立高等学校・中等教育学校（後期課程）60校を拠点校としてスクールカウンセラーを各1名配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に1名配置</p> <p>○私立学校教職員を対象とした「人権同和研修会」を開催し、情報提供を実施（H28. 8. 25）</p>	<p>○臨床心理士等をスクールカウンセラーとして、政令市を除く全公立中学校及び県立中等教育学校（前期課程）に配置 ※政令市は独自に対応（公立中学校175校、県立中等教育学校2校）</p> <p>○県立高等学校・中等教育学校（後期課程）63校を拠点校としてスクールカウンセラーを各1名配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に1名配置</p> <p>○私立学校教職員を対象とした「人権同和研修会」を開催し、情報提供を実施（H29. 8. 24）</p>	<p>○臨床心理士等をスクールカウンセラーとして、政令市を除く全公立中学校及び県立中等教育学校（前期課程）に配置 ※政令市は独自に対応（公立中学校175校、県立中等教育学校2校）</p> <p>○県立高等学校・中等教育学校（後期課程）75校を拠点校としてスクールカウンセラーを各1名配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に1名配置</p> <p>○私立学校教職員を対象とした「人権同和研修会」を開催し、情報提供を実施</p>
<p>○社会福祉に関する専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを教育事務所に拠点校方式として18名、巡回相談として12名の計30名を配置し、関係機関等と連携した対応を実施</p> <p>○スクールソーシャルワーカー20名を拠点校となる県立高等学校に配置し、各地区の全ての県立学校を対象に活動することで、地区の関係機関等と連携した対応を実施</p>	<p>○社会福祉に関する専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを教育事務所に拠点校方式として24名、巡回相談として12名の計36名を配置し、関係機関等と連携した対応を実施</p> <p>○スクールソーシャルワーカー25名を拠点校となる県立高等学校に配置し、各地区の全ての県立学校を対象に活動することで、地区の関係機関等と連携した対応を実施</p>	<p>○スクールソーシャルワーカーを教育事務所に拠点校方式として42名配置し、関係機関等と連携した対応を実施</p> <p>○スクールソーシャルワーカー30名を拠点校となる県立高等学校に配置し、各地区の全ての県立学校を対象に活動することで、地区の関係機関等と連携した対応を実施</p>

施策事業等	概要 ※推進計画から転記	平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況
⑤被虐待児童、高齢者、障害者への対応			
	<p>○各種研修会等を通して、各学校における被害少年のケアや児童虐待の防止、早期発見等のための情報を提供するとともに、被虐待児童の早期発見、早期対応のための体制の整備に努めます。</p> <p>○被虐待児童を養育する里親の養成や研修を実施するとともに、里親登録数の拡大のための広報を実施します。</p>	<p>○私立学校等における児童虐待防止、早期発見、対応のための情報提供・啓発事業、研修会を実施</p> <p>○公立学校における被虐待児童の早期発見、早期対応のための体制整備の促進のため、年次別及び階層別研修会等の中で研修を実施</p> <p>○「児童虐待対応パンフレット」を配付 (配付先：公立学校の新規採用教員、各種人権教育研修講座参加者、人権教育担当者会議出席者)</p> <p>○専門里親養成研修、里親制度説明会等を実施</p>	<p>○私立学校等における児童虐待防止、早期発見、対応のための情報提供・啓発事業、研修会を実施</p> <p>○公立学校における被虐待児童の早期発見、早期対応のための体制整備の促進のため、年次別及び階層別研修会等の中で研修を実施</p> <p>○「児童虐待対応パンフレット」を配付 (配付先：各種人権教育研修講座参加者、人権教育担当者会議出席者)</p> <p>○専門里親養成研修、里親制度説明会等を実施</p>
	【再掲：1(3)② 児童虐待への対応】	同左	同左
	【再掲：1(3)② 高齢者虐待への対応】	同左	同左
	【再掲：1(3)② 障害者虐待への対応】	同左	同左
⑥DV被害、ストーカー被害への対応			
	【再掲：1(3)② DV被害への対応、ストーカー被害への対応】	同左	同左
⑦高次脳機能障害があり生活に困難を生じている方への支援			
	<p>○交通事故や病気などによる脳の障害により、理解力や判断力などの認知機能が低下する高次脳機能障害にかかる支援拠点機関として、神奈川県総合リハビリテーションセンターを位置づけ、支援コーディネーターによる専門的な相談支援や研修事業、高次脳機能障害の理解促進のための普及啓発などを行います。</p>	<p>○県総合リハビリテーションセンターにおいて高次脳機能障害に関する相談を実施 ・相談件数 4,620件</p> <p>○研修会等を開催 ・高次脳機能障害セミナー理解編他</p>	<p>○県総合リハビリテーションセンターにおいて高次脳機能障害に関する相談を実施 ・相談件数 3,226件</p> <p>○研修会等を開催 ・高次脳機能障害セミナー理解編他</p>
⑧精神科の受診の支援 新			
	○被害者等が精神科の受診が必要と考えられる場合に、適切に医療につなげるための費用を公費負担します。	/	/

平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
<p>○私立学校等における児童虐待防止、早期発見、対応のための情報提供・啓発事業、研修会を実施</p> <p>○公立学校における被虐待児童の早期発見、早期対応のための体制整備の促進のため、年次別及び階層別研修会等の中で研修を実施</p> <p>○人権教育研修講座等における講話の中で児童虐待について説明</p> <p>○人権教育指導者養成研修講座、県立学校人権教育スキルアップ研修講座において児童虐待をテーマにした講演を実施</p> <p>○教職員対象「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載</p> <p>○「児童虐待対応パンフレット」を配付 (配付先：人権教育研修講座等参加者、人権教育担当者会議出席者)</p> <p>○専門里親養成研修、里親制度説明会等を実施</p>	<p>○私立学校等における児童虐待防止、早期発見、対応のための情報提供・啓発事業、研修会を実施</p> <p>○公立学校における被虐待児童の早期発見、早期対応のための体制整備の促進のため、初任者研修講座等の中で研修を実施</p> <p>○人権教育研修講座等における講話の中で児童虐待について説明</p> <p>○人権教育指導者養成研修講座、県立学校人権教育スキルアップ研修講座において児童虐待をテーマにした講演を実施</p> <p>○教職員対象「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載</p> <p>○「児童虐待対応パンフレット」を配付 (配付先：人権教育研修講座等参加者、人権教育担当者会議出席者)</p> <p>○専門里親養成研修、里親制度説明会等を実施</p>	<p>○私立学校等における児童虐待防止、早期発見、対応のための情報提供等を実施</p> <p>○公立学校における被虐待児童の早期発見、早期対応のための体制整備の促進のため、初任者研修講座等の中で研修を実施</p> <p>○人権教育研修講座等における講話の中で児童虐待について説明</p> <p>○人権教育指導者養成研修講座、県立学校人権教育スキルアップ研修講座、県市町村人権教育担当者研修会において児童虐待をテーマにした講演を実施</p> <p>○教職員対象「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載</p> <p>○「児童虐待対応パンフレット」を配付 (配付先：人権教育研修講座等参加者、人権教育担当者会議出席者)</p> <p>○専門里親養成研修、里親制度説明会等を実施</p>
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
<p>○県総合リハビリテーションセンターにおいて高次脳機能障害に関する相談を実施 ・相談件数 3,842件</p> <p>○研修会等を開催 ・高次脳機能障害セミナー理解編 他</p>	<p>○県総合リハビリテーションセンターにおいて高次脳機能障害に関する相談を実施 ・相談件数 3,163件</p> <p>○研修会等を開催 ・高次脳機能障害セミナー理解編 他</p> <p>○県総合リハビリテーションセンターの支援コーディネーターによる巡回相談を要請に応じて実施 ・高次脳機能障害者に対する支援を実施 ・地域の支援事業所及び支援従事者の支援技術の向上と支援体制の充実を図る</p>	<p>○県総合リハビリテーションセンターにおいて高次脳機能障害に関する相談を実施</p> <p>○研修会等を開催 ・高次脳機能障害セミナー理解編 他</p> <p>○県総合リハビリテーションセンターの支援コーディネーターによる巡回相談を要請に応じて実施 ・高次脳機能障害者に対する支援を実施 ・地域の支援事業所及び支援従事者の支援技術の向上と支援体制の充実を図る</p>
	<p>○精神科受診の必要性が認められる被害者等を適切な医療につなげるための費用の一部公費負担を実施 (6人11回)</p>	<p>○精神科受診の必要性が認められる被害者等を適切な医療につなげるため費用の一部公費負担</p>

施策事業等	概要 ※推進計画から転記	平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況
⑨被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備			
【被害者支援要員制度】			
	○支援が必要な殺人、性犯罪などの被害者等に対し、警察官の中から「被害者支援要員」を指定して、事件現場等における付添い、相談の受理等の支援活動を行います。	○県内54警察署、交通事故事件を所管する高速道路交通警察隊及び第二交通機動隊で被害者支援要員を指定し、支援活動を実施	○県内54警察署、交通事故事件を所管する高速道路交通警察隊及び第二交通機動隊で被害者支援要員を指定し、支援活動を実施
【被害者専用の事情聴取室の設置】			
	○被害者等の精神的負担や不安の軽減を図るため、警察署の新築時には被害者専用の事情聴取室の設置を行います。	○警察署において、専用相談室や会議室等を活用することにより、被害者等の精神的負担や不安を軽減	○警察署において、専用相談室や会議室等を活用することにより、被害者等の精神的負担や不安を軽減
【被害者支援用車両の配置】			
	○各警察署での被害者等の移動時における精神的負担や不安の軽減を図るため、車内が見えにくいようフィルムを貼るなどした被害者支援用車両の配備を進めます。	○警察署等に被害者支援用車両44台を配備し、被害者のプライバシー保護などに配慮しながら必要な事情聴取や実況見分などを実施	○警察署等に被害者支援用車両44台を配備し、被害者のプライバシー保護などに配慮しながら必要な事情聴取や実況見分などを実施
【性犯罪被害者への対応】			
	○性犯罪被害者の要望に応じて、女性警察官が相談等に対応するよう努めます。また、捜査の過程において、被害者の心情に配慮した対応に努めます。	○性犯罪被害者の要望に応じて、女性警察官が相談等に対応 また、捜査の過程における、被害者の心情に配慮した対応を実施	○性犯罪被害者の要望に応じて、女性警察官が相談等に対応 また、捜査の過程における、被害者の心情に配慮した対応を実施
【報道機関への公表内容についての配慮】			
	○報道機関への公表内容について、個別案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。	○報道機関への公表内容については、プライバシーの保護、捜査への支障等を踏まえ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮	○報道機関への公表内容については、プライバシーの保護、捜査への支障等を踏まえ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮
(5) 一時的な住居の提供等			
①緊急避難場所（ホテル等）の提供			
	○被害直後の避難場所として、被害の態様や再被害の恐れなどを考慮した上で、犯罪被害者等の利便性に配慮したホテル等を提供します。 なお、ホテル等の提供については、原則3泊までとしますが、被害者等の状況に応じて例外の運用を検討します。	○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供（原則として3泊まで） ・提供実績 2件	○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供（原則として3泊まで） ・提供実績 3件
②住居の確保への支援			
	○犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅への入居による支援を行います。また、市町村営住宅の一時使用等について、市町村と連携した取組を進めます。 ○被害者等の転居へ向けた支援として、民間団体と連携し、民間賃貸住宅に関する情報提供を行います。	○公営住宅の一時使用のための取組を実施 ・サポートステーションでの支援の一環として、被害者等の一時使用のため県営住宅2戸を確保 ・利用実績 0件 ・市町村営住宅の一時使用等について市町村への協力を依頼 ○民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 7件	○公営住宅の一時使用のための取組を実施 ・サポートステーションでの支援の一環として、被害者等の一時使用のため県営住宅2戸を確保 ・利用実績 0件 ・市町村営住宅の一時使用等について市町村への協力を依頼 ○民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 11件

平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
○県内54警察署、交通事故事件を所管する高速道路交通警察隊及び第二交通機動隊で被害者支援要員を指定し、支援活動を実施	○県内54警察署、交通事故事件を所管する高速道路交通警察隊及び第二交通機動隊で被害者支援要員を指定し、支援活動を実施	○県内54警察署、交通事故事件を所管する高速道路交通警察隊及び第二交通機動隊で被害者支援要員を指定し、支援活動を実施
○警察署において、専用相談室や会議室等を活用することにより、被害者等の精神的負担や不安を軽減	○警察署において、専用相談室や会議室等を活用することにより、被害者等の精神的負担や不安を軽減	○新設又は建て替えの警察署に専用相談室を設置し、他の警察署においては、会議室等を活用することにより、被害者等の精神的負担や不安を軽減
○警察署等に被害者支援用車両44台を配備し、被害者のプライバシー保護などに配慮しながら必要な事情聴取や実況見分などを実施	○警察署等に被害者支援用車両44台を配備し、被害者のプライバシー保護などに配慮しながら必要な事情聴取や実況見分などを実施	○警察署等に被害者支援用車両44台を配備し、被害者のプライバシー保護などに配慮しながら必要な事情聴取や実況見分などを実施
○性犯罪被害者の要望に応じて、女性警察官が相談等に対応 また、捜査の過程における、被害者の心情に配慮した対応を実施	○性犯罪被害者を衆人の目に触れさせないように配慮するなど、捜査の経過において、被害者が特定されないように配慮	○聞き込み等の捜査の過程において、性犯罪被害者が特定されないように配慮し、女性被害者から証拠資料を採取する場合は女性警察官が領置するなど、性犯罪被害者の心情を考慮
○報道機関への公表内容については、プライバシーの保護、捜査への支障等を踏まえ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮	○報道機関への公表内容については、プライバシーの保護、捜査への支障等を踏まえ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮	○報道機関への公表内容については、プライバシーの保護、捜査への支障等を踏まえ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮
○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・提供実績 2件	○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・提供実績 0件	○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供
○公営住宅の一時使用のための取組を実施 ・サポートステーションでの支援の一環として、被害者等の一時使用のため県営住宅2戸を確保 ・利用実績 0件（利用決定1件） ・市町村営住宅の一時使用等について市町村への協力を依頼 ○民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 12件	○公営住宅の一時使用のための取組を実施 ・サポートステーションでの支援の一環として、被害者等の一時使用のため県営住宅2戸を確保 ・利用実績 0件 ・市町村営住宅の一時使用等について市町村への協力を依頼 ○民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 2件	○公営住宅の一時使用のための取組を実施 ・サポートステーションでの支援の一環として、被害者等のニーズに応じ、県営住宅の一時利用による支援を提供 ・市町村営住宅の一時使用等について市町村への協力を依頼 ○民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施

施策事業等	概要 ※推進計画から転記	平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況
③DV被害者等や被虐待児童の一時保護			
【DV被害者等の一時保護】			
	○配偶者等からの暴力により、その被害者及び同伴する家族が避難したい場合などについて、保護施設において一時保護を行います。	○DV被害者及び同伴児について、保護施設において一時保護を実施 ・一時保護件数 226件	○DV被害者及び同伴児について、保護施設において一時保護を実施 ・一時保護件数 206件
【児童相談所による一時保護】			
	○虐待されている児童を保護者から引き離す必要がある場合、児童相談所の一時保護所等において一時保護を行います。	○虐待されている児童について、保護者から引き離す必要がある場合、一時保護所等において一時保護を実施 ・一時保護件数 565件	○虐待されている児童について、保護者から引き離す必要がある場合、一時保護所等において一時保護を実施 ・一時保護件数 615件
④DV被害者の住居の確保への支援			
	○一時保護後等の自立した生活に向けて、公営住宅の利用についての助言など、DV被害者の住居の確保への支援を行います。	○一時保護後等の自立した生活に向けて、DV被害者の住居確保のための適切な情報提供を実施	○一時保護後等の自立した生活に向けて、DV被害者の住居の確保における情報提供を福祉事務所と連携して実施
3 県民・事業者の理解の促進			
(1) 県民・事業者の理解の促進			
①神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開			
	○安全・安心まちづくりの推進体制である「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を犯罪被害者等支援における推進体制としても位置づけ、犯罪被害者等支援についても県民総ぐるみ運動として展開します。 ・協議会参加団体による自主的な取組の促進（情報提供等） ・広報・普及啓発における協議会参加団体との連携	○推進協議会総会での協議等を実施 ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする26年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 (H26. 4. 24) ○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施 ・理解促進講座の実施やホットラインの広報への協力等を依頼	○推進協議会総会での協議等を実施 ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする27年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 (H27. 4. 27) ○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施 ・理解促進講座の実施やホットラインの広報への協力等を依頼
②被害者等への理解についての普及啓発の推進			
	○犯罪被害者等への理解を促進するために、様々な媒体を活用した広報を行うとともに、様々な機会を捉えて市町村や関係機関・団体等と連携した普及啓発を行います。 また、犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）にあわせ、被害者等の置かれた状況や支援の必要性について理解を深め、自らできる支援について考える契機となる「犯罪被害者等支援キャンペーン」を実施します。 ・市町村の広報紙や庁舎ロビーの活用など市町村と連携した広報・普及啓発の実施 ・民間支援団体と連携した犯罪被害者等支援キャンペーンの実施	○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施 ・主催 NPO法人神奈川被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等 H26. 11. 15～H26. 11. 27 5日間 県内5箇所実施 ・参加人数 約13,000人 ○市町村と連携した普及啓発を実施 ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのモニター、市町村主催の会議・イベントを活用した普及啓発 ○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施 ・防犯指導者養成セミナー等での普及啓発 8回	○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施 ・主催 NPO法人神奈川被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等 H27. 11. 2～H27. 11. 27 5日間 県内5箇所実施 ・参加人数 約14,500人 ○市町村と連携した普及啓発を実施 ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのモニター、市町村主催の会議・イベントを活用した普及啓発 ○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施 ・防犯指導者養成セミナー等での普及啓発 9回

平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
○DV被害者及び同伴児について、保護施設において一時保護を実施 ・一時保護件数 202件	○DV被害者及び同伴児について、保護施設において一時保護を実施 ・一時保護件数 182件	○DV被害者及び同伴児について、保護施設において一時保護を実施
○虐待されている児童について、保護者から引き離す必要がある場合、一時保護所等において一時保護を実施 ・一時保護件数 545件	○虐待されている児童について、保護者から引き離す必要がある場合、一時保護所等において一時保護を実施 ・一時保護件数 752件	○虐待されている児童について、保護者から引き離す必要がある場合、一時保護所等において一時保護を実施
○一時保護後等の自立した生活に向けて、DV被害者の住居の確保における情報提供を福祉事務所と連携して実施	○一時保護後等の自立した生活に向けて、DV被害者の住居の確保における情報提供を福祉事務所と連携して実施	○一時保護後等の自立した生活に向けて、DV被害者の住居の確保における情報提供を福祉事務所と連携して実施
○推進協議会総会での協議等を実施 ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする28年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 (H28. 4. 25) ○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施 ・理解促進講座の実施やサポートステーション、ホットラインの広報への協力等を依頼	○推進協議会総会での協議等を実施 ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする29年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 (H29. 4. 24) ○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施 ・理解促進講座の実施やサポートステーション、かならいんの広報への協力等を依頼	○推進協議会総会での協議等を実施 ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする30年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 (H30. 4. 23) ○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施 ・理解促進講座の実施やサポートステーション、かならいんの広報への協力等を依頼
○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施 ・主催 NPO法人神奈川被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等 H28. 11. 18～H28. 11. 29 5日間 県内5箇所で開催 ・参加人数 約18,500人 ○市町村と連携した普及啓発を実施 ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのモニター、市町村主催の会議・イベントを活用した普及啓発 ○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施 ・防犯指導者養成セミナー等での普及啓発 8回	○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施 ・主催 NPO法人神奈川被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等 H29. 11. 5～H29. 11. 28 5日間 県内5箇所で開催 ・参加人数 約11,750人 ○市町村と連携した普及啓発を実施 ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのモニター、市町村主催の会議・イベントを活用した普及啓発 ○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施 ・防犯指導者養成セミナー等での普及啓発 6回	○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施 ・主催 NPO法人神奈川被害者支援センター、県、県警察 ○市町村と連携した普及啓発を実施 ○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施

施策事業等	概要 ※推進計画から転記	平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況
<p>③犯罪被害者等理解促進講座の実施</p>	<p>○学校、地域、事業者団体と協働し、犯罪被害者等の生の声を伝えたり、既存の教材（DVDなど）を活用するなど、被害者等の受けた痛みや苦しみなどについて被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を県内各地で実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や事業者団体の会合等での理解促進講座の実施 ・市町村と協働した地域住民等を対象とした理解促進講座の実施 <p>○中学生及び高校生を対象に、被害者等の実情を伝えることで、社会全体で被害者等を支え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るため、「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を開催します。</p>	<p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 4回（3市）、参加人数 約540名 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 7回（1大学・3専門学校、1地域団体）、参加人数 約720名 ・安全・安心まちづくり交流集会における理解促進講座 1回、参加人数 約20名 <p>○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るための「いのちの大切さを学ぶ教室」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのちの大切さを学ぶ教室 84回 ・いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール 応募作品602点 	<p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 6回（5市）、参加人数 681名 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 5回（1大学・1専門学校、3地域団体）、参加人数 277名 ・安全・安心まちづくり交流集会における理解促進講座 1回、参加人数 11名 <p>○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るための「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのちの大切さを学ぶ教室 95回 ・いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール 応募作品235点

平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
<p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 3回（2市）、参加人数 584名 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 3回（1 専門学校、2 地域団体）、参加人数 160名 ・安全・安心まちづくり交流集会における講座 1回、参加人数 13名 ・その他の普及啓発事業 5回、参加人数 194名 <p>○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るための「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのちの大切さを学ぶ教室 70回 ・いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール 応募作品377点 	<p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 3回（2市）、参加人数 422名 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 4回（1 大学、3 地域団体）、参加人数 136名 ・その他の普及啓発事業 1回、参加人数 40名 <p>○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るための「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのちの大切さを学ぶ教室 83回 ・いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール 応募作品1782点 	<p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p> <p>○中学生・高校生を対象に、「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を実施</p>

施策事業等	概要 ※推進計画から転記	平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況
④性犯罪・性暴力被害についての普及啓発の推進			
	<p>○「挑発的な服装や態度が被害を招く」など「被害者にも非があるのではないか」という誤った認識を是正し、性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい環境づくりを進めるため、講演会などによる普及啓発を行います。</p>	<p>○性犯罪・性暴力被害について、県ホームページ等により普及啓発を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の挑発的な行動や服装が原因となるなど性犯罪に関する思い込み（強姦神話）が正しくないことについて情報提供 <p>○性暴力被害者支援についてのシンポジウムを実施（H26.9.6）参加人数48名</p>	<p>○性犯罪・性暴力被害について、県ホームページ等により普及啓発を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の挑発的な行動や服装が原因となるなど性犯罪に関する思い込み（強姦神話）が正しくないことについて情報提供
⑤様々な機会・媒体を用いた情報の提供			
【各種月間・週間等における啓発事業等の実施】			
	<p>○児童虐待防止推進月間（11月）に、広報紙に児童虐待防止を呼びかける記事を掲載するとともに、児童虐待防止を啓発する講演会を開催します。</p> <p>○11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力をなくすため、啓発事業を行います。</p> <p>○かながわ人権週間（12月初旬）における「神奈川県人権啓発推進会議」が開催する「人権メッセージ展」で、犯罪被害者等の人権について理解を深めるための啓発事業を行います。</p>	<p>○児童虐待防止月間（11月）を中心に、様々な媒体を活用し、広報・啓発活動を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のたよりへの掲載、子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーにおけるチラシ配布等の実施など <p>○「神奈川県人権啓発推進会議」が11月に開催した人権メッセージ展に、NPO法人神奈川被害者支援センターが出展し、犯罪被害者等の人権について啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスターの掲示、リーフレットの配布など <p>○11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を中心に、女性に対する暴力をなくすための啓発事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のたよりへの掲載、ポスター掲示など 	<p>○児童虐待防止月間（11月）を中心に、様々な媒体を活用し、広報・啓発活動を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のたよりへの掲載、子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーにおけるチラシ配布等の実施など <p>○県、市町村、企業、団体等で構成する「神奈川県人権啓発推進会議」が開催した人権メッセージ展（11月）に、NPO法人神奈川被害者支援センターが出展し、犯罪被害者等の人権について啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスターの掲示、リーフレットの配布など <p>○11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を中心に、女性に対する暴力をなくすための啓発事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のたよりへの掲載、ポスター掲示など
【ホームページ等を活用した情報提供】			
	<p>○電子メール及び県警察のホームページで、子どもに対する声かけ事案など、子どもの安全に関わる情報を提供します。</p> <p>○各種広報媒体を活用し、被害者等への支援情報の提供などを行います。</p> <p>○防犯教室等において、被害者等支援についての啓発や情報提供を行います。</p>	<p>○電子メールで、子供に対する声かけ事案、不審者出没、凶悪事件の発生等の子供の安全に関する情報をタイムリーに提供</p> <p>○犯罪被害者等支援施策等について、様々な広報媒体を通じて情報提供を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、市町村の広報媒体を通じた情報提供等 <p>○各種イベント等において啓発資料を配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年指導員を対象としたイベント等においてリーフレット等を配布 <p>○防犯指導者養成セミナー等での啓発、情報提供</p>	<p>○県警ホームページ等に子供や女性に対する犯罪被害防止情報を掲載</p> <p>○「ピーガルくん子ども安全メール」、「Yahoo!防災速報」等を活用した声かけ事案、不審者出没等、身近な犯罪発生情報等のタイムリーな情報提供</p> <p>○犯罪被害者等支援施策等について、様々な広報媒体を通じて情報提供を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、市町村の広報媒体を通じた情報提供等 <p>○各種イベント等において啓発資料を配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年指導員を対象としたイベント等においてリーフレット等を配布 <p>○防犯指導者養成セミナー等での啓発、情報提供</p>

平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
<p>○性犯罪・性暴力被害について、県ホームページ等により普及啓発を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の挑発的な行動や服装が原因となるなど性犯罪に関する思い込み（強姦神話）が正しくないことについて情報提供 	<p>○性犯罪・性暴力被害について、県ホームページ等により普及啓発を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の挑発的な行動や服装が原因となるなど性犯罪に関する思い込み（強姦神話）が正しくないことについて情報提供 	<p>○性犯罪・性暴力被害について、県ホームページ等により普及啓発を実施</p>
<p>○児童虐待防止月間（11月）を中心に、様々な媒体を活用し、広報・啓発活動を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のたよりへの掲載、子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーにおけるチラシ配布等の実施など <p>○11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を中心に、女性に対する暴力をなくすための啓発事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のたよりへの掲載、ポスター掲示など 	<p>○児童虐待防止月間（11月）を中心に、様々な媒体を活用し、広報・啓発活動を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のたよりへの掲載、子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーにおけるチラシ配布等の実施など <p>○11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を中心に、女性に対する暴力をなくすための啓発事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のたよりへの掲載、ポスター掲示など <p>○各種イベントでの啓発冊子の配布を通じた啓発を実施</p>	<p>○児童虐待防止月間（11月）を中心に、様々な媒体を活用し、広報・啓発活動を実施</p> <p>○11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を中心に、女性に対する暴力をなくすための啓発事業を実施</p> <p>○各種イベントでの啓発冊子の配布を通じた啓発を実施</p>
<p>○県警ホームページ等に子供や女性に対する犯罪被害防止情報を掲載</p> <p>○「ピーガールくん子ども安全メール」、「Yahoo!防災速報」等を活用した声掛け事案、不審者出没等、身近な犯罪発生情報等のタイムリーな情報提供</p> <p>○犯罪被害者等支援施策等について、様々な広報媒体を通じて情報提供を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、市町村の広報媒体を通じた情報提供等 ・ポスターの作成、関係機関、コンビニエンスストア等における掲示 <p>○各種イベント等において啓発資料を配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他機関主催のイベント等においてリーフレット等を配布 <p>○防犯指導者養成セミナー等での啓発、情報提供</p>	<p>○県警ホームページ等に子供や女性に対する犯罪被害防止情報を掲載</p> <p>○「ピーガールくん子ども安全メール」、「Yahoo!防災速報」等を活用した声掛け事案、不審者出没等、身近な犯罪発生情報等のタイムリーな情報提供</p> <p>○犯罪被害者等支援施策等について、様々な広報媒体を通じて情報提供を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、市町村の広報媒体を通じた情報提供等 ・ポスターの作成、関係機関、コンビニエンスストア等における掲示 <p>○各種イベント等において啓発資料を配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他機関主催のイベント等においてリーフレット等を配布 <p>○防犯指導者養成セミナー等での啓発、情報提供</p>	<p>○県警ホームページ等に子供や女性に対する犯罪被害防止情報を掲載</p> <p>○「ピーガールくん子ども安全メール」、「Yahoo!防災速報」等を活用した声掛け事案、不審者出没等、身近な犯罪発生情報等のタイムリーな情報提供</p> <p>○犯罪被害者等支援施策等について、様々な広報媒体を通じて情報提供を実施</p> <p>○各種イベント等において啓発資料を配布</p> <p>○防犯指導者養成セミナー等での啓発、情報提供</p>

施策事業等	概要 ※推進計画から転記	平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況
⑥交通事故防止についての普及啓発の推進			
【交通安全教育の実施】			
	<p>○交通安全指導員による幼稚園・保育所の教職員や保護者を対象とした幼児交通安全指導実技研修会を実施し、交通安全に対する意識を高めるとともに広報、啓発を行います。また、高齢者に対しては、交通安全県民運動の一環として、市町村等との共催による参加体験型のシルバーリーダー養成研修会を行います。</p> <p>○交通事故の悲惨さについて理解を深めてもらうため、交通安全教室の参加者、各種講習の受講者等を対象に、交通事故当事者等の手記をまとめた冊子等を活用した講話を実施します。</p> <p>○運転者の交通安全意識の高揚と交通ルールの遵守、正しい交通マナーの向上を図るため、ビデオテープ、DVDを学校、職場、自治会等へ貸出します。</p>	<p>○幼稚園・保育所の教職員や保護者を対象とした幼児交通安全指導実技研修会を実施 ・実施園数 164園、参加人数 15,761人</p> <p>○“ヒヤリ体感”高齢者交通安全教室等を実施 ・1回、参加人数 118人</p> <p>○各種の安全教室、研修及び会議の場において、交通事故被害者遺族の手記をまとめた冊子等を利用した講話を実施</p> <p>○交通安全についてのDVD等の貸出しを実施 ・700回、視聴人数 20,344人</p>	<p>○幼稚園・保育所の教職員や保護者を対象とした幼児交通安全指導実技研修会を実施 ・実施園数 165園、参加人数 17,488人</p> <p>○“ヒヤリ体感”高齢者交通安全教室等を実施 ・1回、参加人数 36人</p> <p>○各種の安全教室、研修及び会議の場において、交通事故被害者遺族の手記をまとめた冊子等を利用した講話を実施</p> <p>○交通安全についてのDVDの貸出しを実施 ・110回、視聴人数 9,066人</p>
【交通安全に係るデータ等の提供】			
	<p>○交通安全に係る基礎データを県民に提供し、交通事故の実態についての理解促進や交通安全運動の推進を図ります。</p> <p>○県及び県警察のホームページで、高速道路等における交通死亡事故発生状況、交通事故発生状況を公表し、事故防止に関する啓発を行います。</p>	<p>○交通年鑑を発行し、各市町村、関係機関等に配付 ・発行部数 115部</p> <p>○県内の交通事故発生状況について、県及び県警察のホームページ上で公表</p>	<p>○交通年鑑を発行し、各市町村、関係機関等に配付 ・発行部数 115部</p> <p>○県内の交通事故発生状況について、県及び県警察のホームページ上で公表</p>
⑦事業者・団体の理解の促進			
【様々な機会を通じた理解促進】			
	<p>○事業者・団体の会合など、様々な機会を通じ、事業者・団体等への情報提供や普及啓発を実施します。</p>	<p>○地域団体の会合において理解促進講座を実施 ・1団体、参加人数 約100名</p> <p>○事業者・団体への情報提供等を実施 ・企業向けメールマガジンでの情報提供</p>	<p>○事業者・団体の会合において理解促進講座を実施 ・3回、参加人数 約184名</p> <p>○事業者・団体への情報提供等を実施</p>
【労働相談を通じた事業主の理解の促進等】			
	<p>○労働相談事業を通じて、国（公共職業安定所）が事業者に対して実施している、犯罪被害者等を含む労働者の労働条件等雇用管理全般に関する理解促進の取組を紹介します。</p> <p>○労働相談事業を通じて、国（厚生労働省）が行う犯罪被害者等に係る個別労働紛争解決制度や総合労働相談コーナーを紹介します。</p>	<p>○労働相談事業を実施 相談件数 12,168件</p>	<p>○労働相談事業を実施 相談件数 12,028件</p>

平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
<p>○幼稚園・保育所の教職員や保護者を対象とした幼児交通安全指導実技研修会を実施 ・実施園数 168園、参加人数 17,342人</p> <p>○“ヒヤリ体感”高齢者交通安全教室等を実施 ・1回、参加人数 80人</p> <p>○交通安全についてのDVDの貸出しを実施 ・111回、視聴人数 7,387人</p>	<p>○幼稚園・保育所の教職員や保護者を対象とした幼児交通安全指導実技研修会を実施 ・実施園数 175園、参加人数 17,768人</p> <p>○“ヒヤリ体感”高齢者交通安全教室等を実施 ・2回、参加人数 110人,60人</p> <p>○交通安全についてのDVDの貸出しを実施 ・123回、視聴人数 12,247人</p>	<p>○幼稚園・保育所の教職員や保護者を対象とした幼児交通安全指導実技研修会を実施</p> <p>○“ヒヤリ体感”高齢者交通安全教室等を実施</p> <p>○交通安全についてのDVDの貸出しを実施</p>
<p>○交通年鑑を発行し、各市町村、関係機関等に配付 ・発行部数 110部</p> <p>○県内の交通事故発生状況について、県及び県警察のホームページ上で公表</p>	<p>○交通年鑑を発行し、各市町村、関係機関等に配付 ・発行部数 111部</p> <p>○県内の交通事故発生状況について、県及び県警察のホームページ上で公表</p>	<p>○交通年鑑を発行し、各市町村、関係機関等に配付</p> <p>○県内の交通事故発生状況について、県及び県警察のホームページ上で公表</p>
<p>○事業者・団体の会合において理解促進講座を実施 ・3回、参加人数 約160名</p> <p>○事業者・団体への情報提供等を実施</p>	<p>○事業者・団体の会合において理解促進講座を実施 ・4回、参加人数 約136名</p> <p>○事業者・団体への情報提供等を実施</p>	<p>○事業者・団体の会合において理解促進講座を実施</p> <p>○事業者・団体への情報提供等を実施</p>
<p>○労働相談事業を実施 相談件数 12,115件</p>	<p>○労働相談事業を実施 相談件数 11,673件</p>	<p>○労働相談事業を実施</p>

⑧いのちの大切さに関する教育の推進

【学校教育を通じたいのちの大切さに関する教育の推進】

	<p><いのちの授業の展開> ○子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にすることを育み、かながわを担う人づくりを進めるため、各学校で、あらゆる教育活動を通して、「いのちの授業」を展開します。</p> <p><「私たちの道徳」の配付> いのちの大切さや人との関わり方等の教育に資するため、県内の小・中学校の児童・生徒に対して「心のノート」を配布します。</p> <p><体験活動の推進> 県内の公立小・中学校の中から、県で「研究委託校」を指定し、自然体験やボランティア活動などの社会体験等、児童・生徒の心に響く体験活動を通じて、豊かな人間性や社会性を育む教育の推進を図ります。</p>	<p><いのちの授業の展開> ○多くの学校の取組や学校以外の地域での取組をより幅広く収集し、ホームページでの発信や研修等の場面を通じて、特色ある授業を奨励するとともに、各学校への浸透を推進</p> <p>○「いのちの授業」を受けた感動を作文にした「いのちの授業大賞」を継続して行い、表彰式の実施や優秀作品集の配付などを通して更なる普及啓発を実施</p> <p>○PTA組織との新たな協働による取組や各研修会での作品紹介などを通して、保護者や各関係団体と連携して「いのちの授業」を推進</p> <p><「私たちの道徳」の配付> ○いのちの大切さや人との関わり方等の教育に資するため、県内の小・中学校の児童・生徒に「私たちの道徳」を配付</p> <p><体験活動の推進> ○「いのち」を大切にすることを育む教育を推進するため、研究推進校において自然体験やボランティアなどの体験活動を推進し、研究報告書で報告 ・研究推進校：小学校2校、中学校2校</p>	<p><いのちの授業の展開> ○多くの学校の取組や学校以外の地域での取組をより幅広く収集し、ホームページでの発信や研修等の場面を通じて、特色ある授業を奨励するとともに、各学校での取組を推進</p> <p>○「いのちの授業」を受けた感動を作文にしたものを募集し表彰する「いのちの授業」大賞を継続して行い、表彰式の実施や優秀作品集の配付などを通して更なる普及啓発を実施</p> <p>○PTA組織との新たな協働による取組や各研修会での作品紹介などを通じて、保護者や各関係団体と連携して「いのちの授業」を推進</p> <p><「私たちの道徳」の配付> ○いのちの大切さや人との関わり方等の教育に資するため、県内の小・中学校の児童・生徒に文部科学省作成「私たちの道徳」を配付</p> <p><体験活動の推進> ○「いのち」を大切にすることを育む教育を推進するため、研究推進校において自然体験やボランティアなどの体験活動を推進し、研究報告書として作成 ・研究推進校：小学校3校、中学校1校</p>
--	--	--	---

【家庭教育の推進】

	<p>○家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック・すこやか」を作成・配布し、いのちの大切さや思いやり等に関する家庭教育の推進を図ります。</p> <p>○幼児から中学生までの子どもを持つ保護者等を対象とする家庭教育情報提供番組「すこやかファミリー」のインターネット配信及び番組ビデオの貸出しを行い、家庭教育の推進を図ります。</p>	<p>○家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック・すこやか」の作成・配付・配付先 政令市立を除く県内の国・公・私立中学（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校中学部を含む）1年生の保護者 *政令市は独自に対応</p> <p>○インターネット放送番組「すこやかファミリー」を県のホームページで動画配信するとともに、県立図書館で館内視聴用ビデオを提供</p>	<p>○家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック・すこやか」の作成・配付・配付先 政令市立を除く県内の国・公・私立中学（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校中学部を含む）1年生の保護者 *政令市は独自に対応</p> <p>○インターネット放送番組「すこやかファミリー」を県のホームページで動画配信するとともに、県立図書館で館内視聴用ビデオを提供</p>
--	---	--	--

平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
<p><いのちの授業の展開> ○多くの学校の取組をより幅広く収集し、ホームページでの発信や研修等の場面を通じて、特色ある授業を奨励するとともに、各学校での取組を推進</p> <p>○「いのちの授業」を受けた感動を作文にしたものを募集し表彰する 「いのちの授業」大賞を継続して行い、表彰式の実施や優秀作品集の配付などを通して更なる普及啓発を実施</p> <p>○PTA組織との協働による取組や各研修会での作品紹介などを通じて、保護者や各関係団体と連携して「いのちの授業」を推進</p> <p><「私たちの道徳」の配付> ○いのちの大切さや人との関わり方等の教育に資するため、県内の小・中学校の児童・生徒に文部科学省作成「私たちの道徳」を配付</p> <p><体験活動の推進> ○「いのち」を大切にすることを育む教育を推進するため、研究推進校において自然体験やボランティアなどの体験活動を推進し、研究報告書として作成 ・研究推進校：小学校4校</p>	<p><いのちの授業の展開> ○多くの学校の取組をより幅広く収集し、ホームページでの発信や研修等の場面を通じて、特色ある授業を奨励するとともに、各学校での取組を推進</p> <p>○「いのちの授業」を受けた感動を作文にしたものを募集し表彰する 「いのちの授業」大賞を継続して行い、表彰式の実施や優秀作品集の配付などを通して更なる普及啓発を実施</p> <p>○PTA組織との協働による取組や各研修会での作品紹介などを通じて、保護者や各関係団体と連携して「いのちの授業」を推進</p> <p>○「いのちの授業」ロゴマークの活用及び「いのちの授業」ハンドブックの作成</p> <p><「私たちの道徳」の配付> ○いのちの大切さや人との関わり方等の教育に資するため、県内の小・中学校の児童・生徒に文部科学省作成「私たちの道徳」を配付</p> <p><体験活動の推進> ○「いのち」を大切にすることを育む教育を推進するため、研究推進校において自然体験やボランティアなどの体験活動を推進し、研究報告書として作成 ・研究推進校：小学校3校、中学校1校</p>	<p><いのちの授業の展開> ○多くの学校の取組をより幅広く収集し、ホームページでの発信や研修等の場面を通じて、特色ある授業を奨励するとともに、各学校での取組を推進</p> <p>○「いのちの授業」を受けた感動を作文にしたものを募集し表彰する「いのちの授業」大賞を継続して行い、表彰式の実施や優秀作品集の配付などを通して更なる普及啓発を実施</p> <p>○PTA組織との協働による取組や各研修会での作品紹介などを通じて、保護者や各関係団体と連携して「いのちの授業」を推進</p> <p>○「いのちの授業」ハンドブックの概要版を作成</p> <p><「私たちの道徳」の配付> ○いのちの大切さや人との関わり方等の教育に資するため、県内の小・中学校の児童・生徒に文部科学省作成「私たちの道徳」を配付</p> <p><体験活動の推進> ○「いのち」を大切にすることを育む教育を推進するため、研究推進校において自然体験やボランティアなどの体験活動を推進し、研究報告書として作成 ・研究推進校：小学校2校、中学校2校</p>
<p>○家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック・すこやか」の作成・配付 ・配付先 政令市を除く県内の国・公・私立中学（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む）1年生の保護者 *政令市は独自に対応</p> <p>○インターネット放送番組「すこやかファミリー」を県のホームページで動画配信するとともに、県立図書館で館内視聴用ビデオを提供</p>	<p>○家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック・すこやか」の作成・配付 ・配付先 政令市を除く県内の国・公・私立中学（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む）1年生の保護者 *政令市は独自に対応</p> <p>○インターネット放送番組「すこやかファミリー」を県のホームページで動画配信するとともに、県立図書館で館内視聴用ビデオを提供</p>	<p>○家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック・すこやか」の作成・配付 ・配付先 政令市を除く県内の国・公・私立中学（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む）1年生の保護者 *政令市は独自に対応</p> <p>○インターネット放送番組「すこやかファミリー」を県のホームページで動画配信するとともに、県立図書館で館内視聴用ビデオを提供</p>

施策事業等	概要 ※推進計画から転記	平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況
⑨人権教育、犯罪防止教育の推進			
【人権教育研修会の実施等】			
	<p>○市町村職員、公私立学校の教職員などを対象として実施する人権教育研修講座等の際に、犯罪被害者等の人権問題を含めた研修を行います。</p> <p>○教職員一人ひとりが犯罪被害者等の人権問題を含めた人権尊重の理念、人権教育の意義やねらいについて正しく理解し、学校における人権教育を推進するため、「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載します。</p>	<p>○私立学校教職員を対象とした研修会を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ問題対策研修会」(H27.3.6) ・「人権同和研修会」(H27.3.12) <p>○市町村職員、公立学校の教職員などを対象として実施する人権教育指導者養成研修講座の中で犯罪被害者等の人権について研修を実施</p> <p>○教育事務所人権教育研修講座の中で、犯罪被害者等の人権について研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1教育事務所 <p>○教職員一人ひとりが人権教育の意義やねらいについて正しく理解し、学校における人権教育を推進するため、「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載</p>	<p>○私立学校教職員を対象とした研修会を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ問題対策研修会」(H28.3.7) ・「人権同和研修会」(H28.3.11) <p>○人権教育指導者養成研修講座、県市町村人権教育担当者研修会の中で犯罪被害者等の人権について研修を実施</p> <p>○人権教育指導者養成研修講座、県立学校人権教育研修講座、県立学校人権教育スキルアップ研修講座、県市町村人権教育担当者研修会の中で児童虐待についての研修を実施</p> <p>○教職員対象「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載</p> <p>○「人権学習ワークシート集VI－人権教育実践事例・指導の手引き（高校編 第15集）－」にワーク「犯罪被害者とその家族の人権について考えよう」を掲載</p>
【いじめや暴力行為の防止活動の推進】			
	<p>○私立学校設置者や学校の教職員を対象として開催する研修会等において、犯罪防止教育に係る情報提供を行い、犯罪の未然防止を図ります。</p> <p>○いじめや暴力行為防止のために設けた会議において、学校、教育委員会、PTA等の関係機関と情報交換等を行うなどして、児童、生徒及び家庭への啓発活動を支援、または、自ら実施します。</p>	<p>○私立学校設置者や学校の教職員への犯罪防止教育に係る情報提供を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の教職員対象の「人権同和研修会」を開催し、その中で、犯罪防止教育について情報提供を実施(H27.3.12) <p>・公立学校教員への犯罪防止教育に係る研修会を実施(H26.7.4)</p> <p>○いじめや暴力行為防止のために設けた会議での情報交換等による児童、生徒及び家庭への啓発活動を実施・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「私立学校いじめ・暴力行為問題対策協議会」を開催し、情報提供や情報交換を実施(H27.3.6) <p>・「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を開催し、問題行動の長期化・重大化防止のための関係機関の連携や、子どもの規範意識等を育むための学校と地域との協働の取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生による非行防止教室を小学校、中学校、学童、幼稚園などで実施 	<p>○私立学校設置者や学校の教職員への犯罪防止教育に係る情報提供を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の教職員対象の「人権同和研修会」を開催し、その中で、犯罪防止教育について情報提供を実施(H28.3.11) <p>・公立学校教員への犯罪防止教育に係る研修会を実施(H27.7.3)</p> <p>○いじめや暴力行為防止のために設けた会議での情報交換等による児童、生徒及び家庭への啓発活動を実施・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「私立学校いじめ・暴力行為問題対策協議会」を開催し、情報提供や情報交換を実施(H27.7.15、H28.3.7) <p>・「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を開催し、問題行動の長期化・重大化防止のための関係機関の連携や、子どもの規範意識等を育むための学校と地域との協働の取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生による非行防止教室を小学校、中学校、学童、幼稚園などで実施

平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
<p>○私立学校教職員を対象とした研修会を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ問題対策研修会」(H29. 3. 10) ・「人権同和研修会」(H28. 8. 25) <p>○人権教育指導者養成研修講座、県立学校人権教育研修講座において犯罪被害者等の人権をテーマにした講演を実施</p> <p>○人権教育研修講座等における講話の中で児童虐待について説明</p> <p>人権教育指導者養成研修講座、県立学校人権教育スキルアップ研修講座において児童虐待をテーマにした講演を実施</p> <p>○教職員対象「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載</p>	<p>○私立学校教職員を対象とした研修会を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ問題対策研修会」(H30. 3. 8) ・「人権同和研修会」(H29. 8. 24) <p>○人権教育指導者養成研修講座において犯罪被害者等の人権をテーマにした講演を実施</p> <p>○人権教育研修講座等における講話の中で児童虐待について説明</p> <p>人権教育指導者養成研修講座、県立学校人権教育スキルアップ研修講座において児童虐待をテーマにした講演を実施</p> <p>○教職員対象「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載</p> <p>○読み物資料「心みつめて第7集」に犯罪被害者等の人権に係る作品を掲載</p>	<p>○私立学校教職員を対象とした研修会を実施</p> <p>○人権教育指導者養成研修講座において犯罪被害者等の人権をテーマにした講演を実施</p> <p>○人権教育研修講座等における講話の中で児童虐待について説明</p> <p>人権教育指導者養成研修講座、県立学校人権教育スキルアップ研修講座、県市町村人権教育担当者研修会において児童虐待をテーマにした講演を実施</p> <p>○教職員対象「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載</p> <p>○人権教育学習教材（高校編）に犯罪被害者等の人権に係る学習教材を掲載</p>
<p>○私立学校設置者や学校の教職員への犯罪防止教育に係る情報提供を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の教職員対象の「人権同和研修会」を開催し、その中で、犯罪防止教育について情報提供を実施(H28. 8. 25) <p>・公立学校教員への犯罪防止教育に係る研修会を実施(H28. 7. 1)</p> <p>○いじめや暴力行為防止のために設けた会議での情報交換等による児童、生徒及び家庭への啓発活動を実施・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「私立学校いじめ・暴力行為問題対策協議会」を開催し、情報提供や情報交換を実施(H28. 8. 25、H29. 3. 10) <p>・「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を開催し、問題行動の長期化・重大化防止のための関係機関の連携や、子どもの規範意識等を育むための学校と地域との協働の取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生による非行防止教室を小学校、中学校、学童、幼稚園などで実施 	<p>○私立学校設置者や学校の教職員への犯罪防止教育に係る情報提供を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の教職員対象の「人権同和研修会」を開催し、その中で、犯罪防止教育や自殺予防の取組みについて情報提供を実施(H29. 8. 24) <p>・公立学校教員への犯罪防止教育に係る研修会を実施(H29. 7. 7)</p> <p>○いじめや暴力行為防止のために設けた会議での情報交換等による児童、生徒及び家庭への啓発活動を実施・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「私立学校いじめ・暴力行為問題対策協議会」を開催し、情報提供や情報交換を実施(H29. 8. 24、H30. 3. 8) <p>・「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を開催し、問題行動の長期化・重大化防止のための関係機関の連携や、子どもの規範意識等を育むための学校と地域との協働の取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生による非行防止教室を小学校、中学校、学童、幼稚園などで実施 	<p>○私立学校設置者や学校の教職員への犯罪防止教育に係る情報提供を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の教職員対象の「人権同和研修会」を開催し、その中で、犯罪防止教育等について情報提供を実施 <p>・公立学校教員への犯罪防止教育に係る研修会を実施</p> <p>○いじめや暴力行為防止のために設けた会議での情報交換等による児童、生徒及び家庭への啓発活動を実施・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「私立学校いじめ・暴力行為問題対策協議会」を開催し、情報提供や情報交換を実施 <p>・「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を開催し、問題行動の長期化・重大化防止のための関係機関の連携や、子どもの規範意識等を育むための学校と地域との協働の取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生による非行防止教室を小学校、中学校、学童、幼稚園などで実施

施策事業等	概要 ※推進計画から転記	平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況
4 被害者等を支える人材の育成			
(1) 被害者等を支える人材の育成			
① 犯罪被害者等支援員養成講座の実施			
	○犯罪被害者等支援の裾野を広げ、被害者等からの電話相談に応じる相談員や裁判所等に付き添う直接支援を担う支援員を養成するための支援員養成講座を実施します。	○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施 ・初・中級編 (H26. 7. 4～H26. 9. 19 10日間) 受講者15名 ・上級編 (H26. 11. 7～H27. 1. 23 10日間) 受講者14名	○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施 ・初・中級編 (H27. 7. 3～H27. 9. 18 10日間) 受講者26名 ・上級編 (H27. 11. 6～H28. 1. 15 10日間) 受講者23名
② 生活支援を担うボランティアの育成			
	再掲 2 (3) ②	同左	同左
③ 支援ボランティア登録制度の運用			
	再掲 2 (3) ③	同左	同左
④ 性犯罪・性暴力被害者への対応についての研修の実施			
	○性犯罪・性暴力被害者の心情に配慮した適切な対応が行われるよう、産婦人科の医療従事者等を対象とした研修を実施します。	○産婦人科の医療従事者等を対象とした研修を実施 (H27. 2. 19) 受講者111名 ○性犯罪・性暴力被害相談員養成研修の実施 (H26. 10. 12～11. 29 4日間) 受講者31名 ○性暴力対応医療者・アドボケイト養成フォローアップ研修会の開催 (H26. 7. 19～20) 受講者 24名 ○県内で保健医療福祉を学ぶ学生を対象とした研修会を開催 (H26. 11. 9) 受講者 38名	○産婦人科の医療従事者等を対象とした研修を実施 (H27. 1. 28) 受講者101名 ○性犯罪・性暴力被害相談員養成研修の実施 (H27. 10. 3～11. 28 4日間) 受講者33名 ○県内で保健医療福祉を学ぶ学生を対象とした研修会を開催 (H27. 11. 28) 受講者 19名
⑤ 職員等に対する研修の充実等			
	○県職員や市町村職員等を対象に、犯罪被害者等の心情や県の支援施策の理解のための研修を実施します。 ○PTSD対策、思春期精神保健専門家の養成のため、厚生労働省が精神科病院協会や国立精神・神経センターに委託している研修への各所属(精神保健福祉センター・保健福祉事務所等)職員の参加を促進します。 ○児童虐待防止のため、死亡事例検証を実施します。	○県職員や市町村職員等を対象とした各種研修の実施 ・県職員を対象とした人権研修での対応 ・市町村と協働で市町村職員等に対する研修を実施 (1市、1回) ・県児童相談所職員を対象とした研修を実施 ・各警察署指定の被害者支援要員を対象とした研修会を実施 ・被害少年への支援について警察職員を対象とした研修会等を実施 ・市町村DV担当職員及び女性相談員等への研修を実施 ○PTSD対策、思春期精神保健専門家養成のため、厚生労働省が委託実施している研修の案内を県域の各機関長あてに送付 ・研修受講者 48名 ○児童虐待防止のため、死亡事例等検証委員会により検証を実施	○県職員や市町村職員等を対象とした各種研修の実施 ・県職員を対象とした人権研修での対応 ・市町村と協働で市町村職員等に対する研修を実施 (2市2回) ・各警察署指定の被害者支援要員を対象とした研修会を実施 ・被害少年への支援について警察職員を対象とした研修会等を実施 ・市町村DV担当職員及び女性相談員等への研修を実施 ○PTSD対策、思春期精神保健専門家養成のため、厚生労働省が委託実施している研修の案内を県域の各機関長あてに送付 ・研修受講者 27名 ○児童虐待防止のため、死亡事例等検証委員会により検証を実施 ○児童相談所新任研修等で、死亡事例検証等をテーマとした研修を実施

平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
<p>○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初・中級編 (H28. 7. 1～H28. 9. 16 10日間) 受講者12名 ・上級編 (H28. 10. 28～H29. 1. 13 10日間) 受講者15名 	<p>○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初・中級編 (H29. 7. 7～H29. 9. 22 10日間) 受講者21名 ・上級編 (H29. 10. 27～H30. 1. 12 10日間) 受講者16名 	<p>○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施</p>
同左	同左	同左
同左	同左	同左
<p>○産婦人科の医療従事者等を対象とした研修を実施 (H29. 2. 23) 受講者143名</p> <p>○性犯罪・性暴力被害相談員養成研修の実施 (H28. 10. 22～11. 26 4日間) 受講者40名</p> <p>○県内で保健医療福祉を学ぶ学生を対象とした研修会を開催 (H28. 12. 17) 受講者 20名</p>	<p>○産婦人科の医療従事者等を対象とした研修会を実施 (H30. 2. 22) 受講者111名</p> <p>○性犯罪・性暴力被害相談員養成研修の実施 (H29. 10. 21、H30. 1. 20) 受講者 87名</p> <p>○県内で保健医療福祉を学ぶ学生を対象とした研修会を開催 (H29. 12. 16) 受講者 21名</p>	<p>○産婦人科の医療従事者等を対象とした研修を実施</p> <p>○性犯罪・性暴力被害支援員養成研修の実施</p> <p>(予定なし)</p>
<p>○県職員や市町村職員等を対象とした各種研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員を対象とした人権研修での対応 ・市町村と協働で市町村職員等に対する研修を実施 (1市1回) <p>・各警察署等指定の被害者支援要員を対象とした研修会を実施</p> <p>・被害少年への支援について警察職員を対象とした研修会等を実施</p> <p>・市町村DV担当職員及び女性相談員等への研修を実施</p> <p>○PTSD対策、思春期精神保健専門家養成のため、厚生労働省が委託実施している研修の案内を県域の各機関長あてに送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者 29名 <p>○児童虐待防止のため、死亡事例等検証委員会により検証を実施</p> <p>○児童相談所新任研修等で、死亡事例検証等をテーマとした研修を実施</p>	<p>○県職員や市町村職員等を対象とした各種研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員を対象とした人権研修での対応 ・市町村と協働で市町村職員等に対する研修を実施 (1市1回) <p>・各警察署等指定の被害者支援要員を対象とした研修会を実施</p> <p>・被害少年への支援について警察職員を対象とした研修会等を実施</p> <p>・市町村DV担当職員及び女性相談員等への研修を実施</p> <p>○PTSD対策、思春期精神保健専門家養成のため、厚生労働省が委託実施している研修の案内を県域の各機関長あてに送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者 30名 <p>○児童虐待防止のため、死亡事例等検証委員会により検証を実施</p> <p>○児童相談所新任研修等で、死亡事例検証等をテーマとした研修を実施</p>	<p>○県職員や市町村職員等を対象とした各種研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員を対象とした人権研修での対応 ・市町村と協働で市町村職員等に対する研修を実施 <p>・各警察署等指定の被害者支援要員を対象とした研修会を実施</p> <p>・被害少年への支援について警察職員を対象とした研修会等を実施</p> <p>・市町村DV担当職員及び女性相談員等への研修を実施</p> <p>○PTSD対策、思春期精神保健専門家養成のため、厚生労働省が委託実施している研修の案内を県域の各機関長あてに送付</p> <p>○児童虐待防止のため、死亡事例等検証委員会により検証を実施</p> <p>○児童相談所新任研修等で、死亡事例検証等をテーマとした研修を実施</p>